



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

条例

- 大和高田市功労者表彰条例の一部を改正する条例(秘書課) 8
- 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例(人事課) 8
- 大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例(〃) 20
- 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例(〃) 21
- 一般職の職員の給与に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(〃) 21
- 大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(保険医療課) 45
- 大和高田市下水道条例の一部を改正する条例(下水道課) 45
- 大和高田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例(社会福祉課) 45
- 大和高田市消防団に関する条例の一部を改正する条例(危機管理課) 46

規則

- 大和高田市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則(保育課) 47
- 大和高田市保育所条例施行規則の一部を改正する規則(〃) 48
- ふるさと大和高田応援寄附金条例施行規則の一部を改正する規則(企画広報課) 49
- 大和高田市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則(市民課) 51

訓令

- 大和高田市地域福祉計画等策定業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱(社会福祉課) 62

告示

- 収納事務委託の告示(企画広報課) 63
- 指定代理納付者の指定(〃) 63
- 公示送達(収納対策室) 64
- 公示送達(〃) 64
- 公示送達(〃) 64
- 令和元年度大和高田市一般会計補正予算等の要領の公表(財政課) 65
- 引取りのない自転車等の処分(生活安全課) 76
- 1月市議会臨時会の招集(財政課) 77
- 公示送達(収納対策室) 77
- 公示送達(〃) 77
- 公示送達(〃) 77

公告

- 大和高田市立病院将来のあり方検討業務委託事業者の選定を公募型プロポーザル方式で行う公告(病院総務課) 78
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物量差分別及び申請書作成業務に関する条件付き一般競争入札公告(病院管理課) 79

- 令和元年度大和高田市公共施設(高圧)電力供給に関する条件付き一般競争入札
公告(契約監理室)..... 81
- 片塩幼稚園3歳児保育用教室改修工事に関する条件付き一般競争入札公告(「」)
..... 84
- 農用地利用集積計画の縦覧(産業振興課)..... 87
- 令和元年度総合行政ネットワーク(LGWAN)関連機器リース契約にかかる納
入業者等決定に関する条件付き一般競争入札公告(契約監理室)..... 87
- 東中2丁目他地内側溝維持工事に関する条件付き一般競争入札公告(「」)
..... 90
- 池尻地内側溝維持工事に関する条件付き一般競争入札公告(「」)..... 92
- 松塚地内用排水路改修工事に関する条件付き一般競争入札公告(「」)..... 95
- 大和高田市地域福祉計画等策定業務の委託事業者の候補者選定を公募型プロ
ポーザル方式で行う公告(社会福祉課)..... 98
- 大和高田市役所本庁舎空調設備賃貸借に関する条件付き一般競争入札公告(「」)
..... 98
- 池田雨水貯留施設護岸鋼矢板塗装工事に関する条件付き一般競争入札公告(「」)
..... 101
- 高109号線1号橋橋梁補修設計業務委託に関する条件付き一般競争入札公告
(「」)..... 103

教育委員会

- 教育委員会12月定例委員会の招集(教育総務課)..... 106

選挙管理委員会

- 選挙管理委員会委員長の就任(選挙管理委員会)..... 106
- 選挙管理委員会委員長職務代理者の指定(「」)..... 106

原稿誤り

- 令和元年10月10日付け大和高田市公報第369号正誤

公布された条例のあらまし

◇大和高田市功労者表彰条例の一部を改正する条例

- 1 理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、欠格条項その他の成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化が図られたことに鑑み、功労者表彰の資格に関する規定について見直しを行うほか、所要の改正を行うものです。
- 2 内容
 - 1 国籍を喪失したことを理由とした功労者としての資格の喪失に関する規定を削除します。(第9条関係)
 - 2 功労者としての資格を停止する事由から「成年被後見人」を削除します。(第10条関係)
 - 3 その他文言の整理
- 3 施行期日

公布の日

◇大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例

1 理由

地方公務員法及び地方自治法の改正により会計年度任用職員制度が創設されたこと等に伴い、臨時及び非常勤の職員への期末手当の支給その他適正な任用・勤務条件を確保するため、規定の整備を行うほか、人事評価の結果を勤勉手当の支給額や分限処分の要否の判断の基礎として活用するため、所要の改正を行うものです。

2 内容

1 大和高田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正（第2条関係）

地方公共団体の長に義務付けられている人事行政の運営の状況の公表について、改正地方公務員法の規定に合わせ、パートタイム会計年度任用職員を公表の対象としないことを規定します。

2 職員の分限に関する条例の一部改正（第4条関係）

(1) 会計年度任用職員の休職の期間について規定します。

(2) 職員の降給（降格及び降号）の種類及び事由並びに降任、免職、休職及び降給の手続について定め、処分に当たっては、人事評価の結果等に基づきそれらを行う旨規定します。

3 大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第7条関係）

育児休業を取得する会計年度任用職員について、勤勉手当の支給及び復職時の号給の調整に係る規定を適用しないことを規定します。

4 大和高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（第9条関係）

(1) 特別職非常勤職員の報酬について、所要の規定整備を行います。

(2) 公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第93号）の施行により導入された投票管理者の交代制に係る報酬額等の改正についても併せて行います。

5 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第11条関係）

(1) フルタイム会計年度任用職員に対する給料、地域手当、期末手当、通勤手当その他の手当並びにパートタイム会計年度任用職員に対する報酬（地域手当その他の手当に相当する報酬を含む。）、期末手当及び通勤に係る費用弁償について規定します。

(2) 上記改正に伴い、条例の名称を「一般職の職員の給与等に関する条例」に改めます。

(3) 勤勉手当は人事評価の結果に応じて支給する旨規定します。

6 大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（第14条関係）

会計年度任用職員に対する特殊勤務手当の支給及び不支給について規定します。

7 職員等の旅費に関する条例の一部改正（第15条関係）

(1) フルタイム会計年度任用職員に対する旅費及びパートタイム会計年度任用職員の旅行に係る費用弁償について規定します。

(2) 上記改正に伴い、条例の名称を「職員等の旅費等に関する条例」に改めます。

8 大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部改正（第16条関係）

フルタイム会計年度任用職員に対する退職手当について規定します。

9 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第17条関係）

企業職員である会計年度任用職員に対する給与の種類及び基準について規定します。

10 その他、他の条例等の改正に伴う文言の整理等

3 施行期日

令和2年1月1日、令和2年4月1日

◇大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

1 理由

特別職の職員の給与に関する法律が一部改正されたことに鑑み、議員の期末手当の支給割合を改定するものです。

2 内容

1 大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正（第1条関係）

議員の令和元年12月期の期末手当の支給割合について、引上げ改定を行います。

	現行	改正後	改定の内容
6月期	1.65月	1.65月	0.00月
12月期	1.65月	1.7月	0.05月
計	3.3月	3.35月	0.05月

2 大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正（第2条関係）

議員の令和2年6月期以降の期末手当の支給割合の平準化を行います。

	現行	改正後	改定の内容
6月期	1.65月	1.675月	0.025月
12月期	1.7月	1.675月	▲0.025月
計	3.35月	3.35月	0.00月

3 施行期日

第1条の規定 公布の日（平成31年4月1日遡及適用）

第2条の規定 令和2年4月1日

◇特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例

1 理由

特別職の職員の給与に関する法律が一部改正されたことに鑑み、特別職の期末手当の支給割合を改定するものです。

2 内容

1 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正（第1条関係）

市長、副市長及び教育長の令和元年12月期の期末手当の支給割合について、引上げ改定を行います。（第6条関係）

	現行	改正後	改定の内容
6月期	1.675月	1.675月	0.00月
12月期	1.675月	1.725月	0.05月
計	3.35月	3.4月	0.05月

2 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正（第2条関係）

市長、副市長及び教育長の令和2年6月期以降の期末手当の支給割合の平準化を行います。（第6条関係）

	現行	改正後	改定の内容
6月期	1.675月	1.7月	0.025月
12月期	1.725月	1.7月	▲0.025月
計	3.4月	3.4月	0.00月

3 施行期日

第1条の規定 公布の日（平成31年4月1日遡及適用）

第2条の規定 令和2年4月1日

◇一般職の職員の給与に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 理由

人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに鑑み、本市の一般職の職員の給料及び住居手当の額等を改定します。

2 内容

1 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）

- (1) 全ての給料表について、給料額の引上げを行います。（別表第1から別表第3関係）
- (2) 令和元年12月期の勤勉手当の支給割合を0.05月分引き上げます。（第18条関係）

		現行	改正後	改定の内容	
6月期	期末手当	1.3月	1.3月	0.00月	支給済み
	勤勉手当	0.925月	0.925月	0.00月	
12月期	期末手当	1.3月	1.3月	0.00月	計 0.05月
	勤勉手当	0.925月	<u>0.975月</u>	0.05月	
計		4.45月	4.5月	0.05月	

2 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第2条関係）

- (1) 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を12,000円から16,000円に、上限を27,000円から28,000円に引き上げます。（第8条関係）
- (2) 令和2年6月期以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合を平準化します。（第17条及び第18条関係）

		現行	改正後	改定の内容	
6月期	期末手当	1.3月	1.3月	0.00月	計 0.025月
	勤勉手当	0.925月	<u>0.95月</u>	0.025月	
12月期	期末手当	1.3月	1.3月	0.00月	計 ▲0.025月
	勤勉手当	0.975月	<u>0.95月</u>	▲0.025月	
計		4.5月	4.5月	0.00月	

3 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第3条関係）

- (1) 特定任期付職員の給料表について、給料額の引上げを行います。（第7条関係）
- (2) 令和元年12月期の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げます。（第8条関係）

		現行	改正後	改定の内容
6月期		1.675月	1.675月	0.00月
12月期		1.675月	<u>1.725月</u>	0.05月
計		3.35月	3.4月	0.05月

4 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第4条関係）

- (1) 令和2年6月期以降の期末手当の支給割合を平準化します。（第8条関係）

		現行	改正後	改定の内容

6月期	1.675月	<u>1.7月</u>	0.025月
12月期	1.725月	<u>1.7月</u>	▲0.025月
計	3.4月	3.4月	0.00月

3 施行期日

第1条及び第3条の規定 公布の日（平成31年4月1日遡及適用）

第2条及び第4条の規定 令和2年4月1日

◇大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の基礎課税額の限度額が引き上げられたことを受け、所要の規定の整備を行うものです。

2 内容

国民健康保険税の基礎課税額の限度額を「58万円」から「61万円」に引き上げます。（第2条及び第21条関係）

3 施行期日

令和2年4月1日

◇大和高田市下水道条例の一部を改正する条例

1 理由

下水道への水道水以外の水の不正な排除を防止することを目的として、使用開始後に使用態様の変更が生じた場合の届出に関する規定を整備するほか、成年被後見人等の権利制限に係る一括整備法が施行されたことに鑑み、成年被後見人等の権利に係る制限を設けている規定について、見直しを行うものです。

2 内容

1 下水道の使用開始後において、水道水以外の水を排除することとなったとき又は水道水以外の水を使用するための設備に変更があったときの管理者への届出義務に関する規定を設けます。（新第20条の2関係）

2 排水設備の設置義務者及び使用者の代理人となる者の資格に関する欠格条項について、成年被後見人及び被保佐人を削るとともに、新たに「精神の機能の障害により代理人として必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者」を加えます。（第22条関係）

3 上記1の規定による届出のけ怠及び虚偽記載について、過料を課す事項として追加します。（第47条関係）

4 その他所要の改正

3 施行期日

公布の日、令和2年4月1日

◇大和高田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

1 理由

災害援護資金の償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例等について必要な措置を講じた災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、条例における同法及び同政令の引用条項が変更となるため、所要の改正を行うものです。

2 内容

引用規定の条ずれを改めます。（第15条関係）

- 3 施行期日
公布の日

◇大和高田市消防団に関する条例の一部を改正する条例

1 理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、欠格条項その他の成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化が図られたことを機に、消防団員の欠格条項について見直しを行うほか、消防団員の分限、免職等の身分取扱い等に関する規定の整備を行うものです。

2 内容

- 1 次に掲げる者は、消防団員になることができないものとします。（第6条関係）
 - （1） 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - （2） 懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - （3） 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者
- 2 消防団員が降任又は免職する事由を定めます。（第12条関係）
- 3 消防団員に対する報酬の金額を階級別に定めます。（第14条及び別表第1関係）
- 4 消防団員が災害、警戒等に従事するため出動した場合の費用弁償を定めます。（第15条及び別表第2関係）
- 5 その他文言の整理

3 施行期日

令和2年4月1日

条 例**条例第15号**

大和高田市功労者表彰条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月17日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市功労者表彰条例の一部を改正する条例

大和高田市功労者表彰条例(昭和33年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「市の議会」を「市議会」に改める。

第3条本文を次のように改める。

前条第3号から第6号までに規定する者の在職期間が中断したときは、その前後の期間を通算する。

第4条第2項中「予算の」を「市長が別に」に改める。

第7条中「市の議会」を「市議会」に改める。

第9条中「次の各号のいずれかに該当するとき」を「懲役又は禁錮以上の刑に処せられたとき」に改め、同条各号を削る。

第10条第1号を削り、同条第2号中「選挙権」の次に「又は被選挙権」を加え、「されたとき」を「されているとき」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「したとき」を「しているとき」に改め、同号を同条第2号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第16号

大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月17日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例
(大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第1条 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「一般職の職員の給与に関する条例」を「一般職の職員の給与等に関する条例」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第19条の2」を加え、同条第3項中「管理職員特別勤務手当」の次に「、災害派遣手当」を加える。

(大和高田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 大和高田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

第5条中「一般職の職員の給与に関する条例」を「一般職の職員の給与等に関する条例」に改める。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第4条 職員の分限に関する条例(昭和26年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第1条中「職員の分限」を「職員の意に反する降任、免職、休職及び降給並びに失職」に改める。

第1条の3を次のように改める。

(降給の種類)

第1条の3 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいい、降任に伴うものを除く。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)とする。

第1条の3の次に次の2条を加える。

(降格の事由)

第1条の4 任命権者は、職員が次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合には、当該職員を降格することができる。

(1) 職員の人事評価の結果が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合において、指導等の措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

(2) 心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

(3) 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導等の措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき(前2号に掲げる場合を除く。)

(4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

(降号の事由)

第1条の5 任命権者は、職員の人事評価の結果が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合であり、かつ、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合において、指導等の措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されないときは、当該職員を降号することができる。

第2条中第2項を第6項とし、同条第1項中「事由」を「規定」に、「又は」を「、若しくは」に、「若しくは同条」を「、同条」に改め、「休職する場合」の次に「又は第1条の4第2号の規定に該当するものとして職員を降格する場合」を加え、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

任命権者は、法第28条第1項第1号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合、第1条の4第1号の規定に該当するものとして職員を降格する場合又は前条の規定に該当するものとして職員を降号する場合は、公正で、かつ、客観的な人事評価又は勤務の状況を示す客観的な事実に基づいて、行わなければならない。

第2条第2項の次に次の3項を加える。

3 職員は、前項の規定による診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。

4 任命権者は、法第28条第1項第3号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免

職する場合又は第1条の4第3号の規定に該当するものとして職員を降格する場合は、当該職員がその職に必要な適格性を欠くと認められる客観的な事実に基づいて行わなければならない。

5 法第28条第1項第4号の規定に該当する職員を降任若しくは免職する場合又は第1条の4第4号の規定に該当する職員を降格する場合において、当該職員のうちいずれを降任し、若しくは免職し、又は降格するかは、任命権者が定める。ただし、法第13条に定める平等取扱の原則及び法第56条に定める不利益取扱の禁止の規定に違反してこれを行うことはできない。

第3条第1項中「範囲」を「範囲内」に、「個々」を「、個々」に、「任命権者」を「、任命権者」に改め、同条第2項中「前項」を「、前項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第4条中「月額(」の次に「法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては基本報酬(一般職の職員の給与等に関する条例(昭和32年条例第63号)第2条第2項に規定する基本報酬をいう。)の額、」を加え、「、給料の」を「給料の」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第8条の4第1項、第15条第3項及び第15条の2第3項中「一般職の職員の給与に関する条例」を「一般職の職員の給与等に関する条例」に改める。

第19条中「臨時」を「臨時的に任用された職員(常時勤務を要する職を占める者を除く。)」に改める。

(大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 大和高田市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「一般職の職員の給与に関する条例」を「一般職の職員の給与等に関する条例」に改め、同条第2項中「している職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第8条第1項中「した職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第19条第2号中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第8条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して別に定める額

(大和高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第9条 大和高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改め、「議員」の次に「及び消防団員」を加える。

第4条中「が非常勤の特別職の職員」の次に「(統計調査員を除く。)」を加える。

附則に次の1項を加える。

- 5 令和2年4月1日から当分の間、別表第1の規定にかかわらず、指定管理者選定等委員会の委員の報酬額は、同表に規定する額から、その額に100分の15を乗じて得た額を減じた額とする。

別表第1中

「

投票所の投票管理者	選挙1回につき	18,000円
期日前投票所の投票管理者	日額	11,200円

」を

「

投票所の投票管理者	選挙1回につき	18,000円
	ただし、投票事務に従事する時間が12時間以内の場合は、日額に投票事務に従事した時間を乗じて13で除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）とする。	
期日前投票所の投票管理者	日額	11,200円
	ただし、投票事務に従事する時間が10時間以内の場合は、日額に投票事務に従事した時間を乗じて11.5で除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）とする。	

」に、

「

投票所の投票立会人	選挙1回につき	15,000円
	立会時間が投票時間（投票所を開く時刻から投票所を閉じる時刻までの時間をいう。）の2分の1以下の場合は、当該額の2分の1の額とする。	
期日前投票所の投票立会人	日額	9,600円

」を

「

投票所の投票立会人	選挙1回につき	15,000円
	ただし、立会時間が12時間以内の場合は、日額に立会いに従事した時間を乗じて13で除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）とする。	
期日前投票所の投票立会人	日額	9,600円
	ただし、立会時間が10時間以内の場合は、日額に立会いに従事した時間を乗じて11.5で除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）とする。	

」に、

「

文化会館運営協議会の委員	日額	12,000円
嘱託医師	日額	65,000円以下
その他の嘱託員	月額	300,000円以下

」を

「

文化会館運営協議会の委員	日額	12,000円
指定管理者選定等委員会の委員	日額	12,000円
統計調査員	1回の調査につき	調査ごとに国が定める額
産業医	日額	30,000円
保育所の嘱託医	月額	21,000円
保育所の嘱託歯科医	月額	8,000円
こども園の学校医	月額	42,000円
こども園の学校歯科医	月額	16,000円
学校医（こども園に係るものを除く。）	基本報酬（年額）	75,500円
	管理報酬（年額）	20,000円
	出校1回につき	4,500円
	診察児童1人につき	40円
学校歯科医（こども園に係るものを除く。）	基本報酬（年額）	75,500円
	管理報酬（年額）	10,000円
	出校1回につき	4,500円
	診察児童1人につき	40円
学校薬剤師	基本報酬（年額）	64,000円
	出校1回につき	4,500円
	診察児童1人につき	40円
その他の嘱託医師	日額	65,000円以下
その他の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号又は第3号の2に該当する非常勤職員	月額	300,000円以下

」に改め

る。

（特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正）

第10条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第3項及び第6条中「一般職の職員の給与に関する条例」を「一般職の職員の給与等に関する条例」に改める。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第11条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第63号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

一般職の職員の給与等に関する条例

第1条中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき」を「法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほか」に、「の給与」を「（単純な労務に雇用される職員を除く。）の給与並びに単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 第1号会計年度任用職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」とい

う。)第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

(2) 第2号会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。

(3) 正規の勤務時間 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第5号。以下「勤務時間等条例」という。)第8条第1項に規定する正規の勤務時間及び会計年度任用職員(前2号に規定する職員をいう。以下同じ。)について定められた正規の勤務時間をいう。

第2条の前の見出し中「給料」の次に「及び基本報酬」を加え、同条第1項中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第5号。以下「勤務時間等条例」という。)第8条第1項に規定する」を削り、「以下「正規の勤務時間」という」を「第1号会計年度任用職員に係るものを除く」に改め、同条第2項中「給料」の次に「及び基本報酬(以下「給料等」という。)」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 基本報酬は、第1号会計年度任用職員に係る正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び特殊勤務手当に相当する報酬並びに期末手当を除いたものとする。

第3条第2項中「給料表」の次に「(以下単に「給料表」という。)」を、「する職員」の次に「及び第1号会計年度任用職員」を加え、同条第3項中「職員の職務」を「給料表の適用を受ける職員の職務」に改め、同条第4項を削る。

第4条第3項中「同日前」を「同日前において市長が規則で定める日以前」に改める。

第4条の3を第4条の4とし、第4条の2の次に次の1項を加える。

第4条の3 第2号会計年度任用職員の号給は、その者に適用される給料表の1級における最高の号給(特に困難な業務に従事する者にあつては、2級における最高の号給)の範囲内で、その職務の複雑、困難、責任の度及び特殊性並びに常時勤務を要する職員との権衡を考慮して市長が規則で定める基準に従い任命権者が決定するものとし、その者の給料月額は、その者の号給に応じた額とする。

2 第2条第2項の基本報酬の額は、第1号会計年度任用職員が第2号会計年度任用職員であるものとした場合に前項の規定により決定されるその者の号給に応じた額(以下この項において「基準月額」という。)を基礎として、市長が規則で定めるところにより、その者の勤務時間に応じ日額として算定した額とする。ただし、第5条第4項ただし書の規定により基本報酬を勤務月数又は勤務時間に応じて支給する場合は、その者の基本報酬の額は、基準月額を基礎として、市長が規則で定めるところにより月額又は時間額として算定した額とすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、1週間当たりの勤務時間が市長が規則で定める時間に満たないことその他の市長が規則で定める事由に該当する第1号会計年度任用職員の基本報酬の額は、前項の規定により決定されるべき基本報酬の額の範囲、その職務の複雑、困難、責任の度及び特殊性並びに常時勤務を要する職員との権衡を考慮して、市長が規則で定める基準に従い任命権者が決定する額とすることができる。

4 特殊の技術、経験等を必要とする職に職員を任用しようとする場合において、前3項の規定により決定された給料又は基本報酬の額では著しく国若しくは他の地方公共団体の職員、他の職員又は民間事業の従事者等との均衡を失すると認められるときは、当該職に係る会計年度任用職員の給料又は基本報酬の額は、前3項の規定にかかわらず、別表第5に掲げる額の範囲内で市長が規則で定める基準に従い任命権者が決定する額とすることができる。

第5条の前の見出し並びに同条第1項及び第3項中「給料」の次に「等」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第1号会計年度任用職員に対する基本報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、任命権者が必要と認めるときは、当該基本報酬をその勤務月数又は勤務時間に応じて支給することができる。

第6条第1項本文中「から給料」の次に「等」を、「生じた者」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加え、同項ただし書中「給料」の次に「等」を加え、同条第2項中「給料」の次に「等」を加え、同条第3項中「職員」の次に「(第1号会計年度任用職員を除く。)」を加え、同条第4項中「給料を支給」を「給料等を支給」に、「給料額」を「給料等の額」に改め、「週休日」の次に「(会計年度任用職員にあっては、当該会計年度任用職員について定められた週休日)」を加える。

第7条の3の見出し中「手当」の次に「等」を加え、同条に次の2項を加える。

3 第2号会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは、「給料の月額」とする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、第1号会計年度任用職員には、第1項及び第2項の規定により地域手当を支給する職員の例により、地域手当に相当する報酬を支給する。この場合において、第2項中「地域手当の月額」とあるのは「地域手当の月額、日額又は時間額」と、「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「それぞれその者について定められた基本報酬の月額(第17条第4項に規定する市長が規則で定めるところにより月額に相当する額として算定した額を含む。)、日額又は時間額」とする。

第8条の2の見出し中「手当」の次に「等」を加え、同条に次の1項を加える。

7 前各項の規定にかかわらず、第1号会計年度任用職員には、前各項の規定により職員に支給する通勤手当の例により、その通勤に係る費用を弁償する。この場合において、第2項第2号中「再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」とあるのは「第1号会計年度任用職員」とする。

第9条に次の1項を加える。

2 会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「勤務時間等条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間」とあるのは「会計年度任用職員について定められた時間外勤務代休時間」と、「勤務時間等条例第9条に規定する祝日法による休日」とあるのは「国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日」と、「勤務時間等条例第10条第1項の規定により代休日」とあるのは「会計年度任用職員について定められた代休日」と、「勤務時間等条例第9条に規定する年末年始の休日」とあるのは「会計年度任用職員について定められた年末年始の休日」と、「勤務時間等条例第11条に規定する休暇(組合休暇を除く。)」とあるのは「会計年度任用職員について定められた休暇(有給のものに限る。)」とする。

第10条の見出し中「手当」の次に「等」を加え、同条第1項中「(育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。)」を削り、同条第3項中「職員」の次に「、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員」を加え、同条第6項中「第1項及び」を削り、同条に次の2項を加える。

7 第2号会計年度任用職員に対する第2項、第4項及び第5項の規定の適用については、第2項中「勤務時間等条例第5条の規定」とあるのは「会計年度任用職員について定められた週休日の振替等に係る規定」と、「あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条により割り振られた」とあるのは「あらかじめ会計年度任用職員について割り振られた」と、第4項中「勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは「会計年度任用職員について定められた週休日」と、第5項中「勤務時間等条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間」とあるのは「会計年度任用職員について定められた時間外勤務代休時間」とする。

8 第1項から第6項までの規定にかかわらず、第1号会計年度任用職員には、前各項の規定により時間外勤務手当を支給する第2号会計年度任用職員の例により、時間外勤務手当に相当する報

酬を支給する。この場合において、第1項第1号中「休日勤務手当」とあるのは「休日勤務手当に相当する報酬」と、同条第3項中「再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員」とあるのは「第1号会計年度任用職員」とする。

第11条の見出し中「手当」の次に「等」を加え、同条第1項後段中「、市長」を「市長」に、「、勤務」を「勤務」に、「同様とする」を「、同様とする」に改め、同条に次の2項を加える。

2 第2号会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「勤務時間等条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員」とあるのは「毎日曜日を週休日と定められている会計年度任用職員」と、「勤務時間等条例第9条に規定する祝日法による休日」とあるのは「国民の祝日に関する法律による休日」と、「勤務時間等条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは「当該会計年度任用職員について定められた週休日」とする。

3 第1項の規定にかかわらず、第1号会計年度任用職員には、前2項の規定により休日勤務手当を支給する第2号会計年度任用職員の例により、休日勤務手当に相当する報酬を支給する。

第12条の見出し中「手当」の次に「等」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第1号会計年度任用職員には、前項の規定により夜間勤務手当を支給する職員の例により、夜間勤務手当に相当する報酬を支給する。

第13条中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が定める休日等の勤務時間を減じたもので除した額とする」を「次の各号に掲げる給与の区分に応じて、当該各号に定める額とする」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 月額により支給する給料等 給料等の月額及びこれに対する地域手当(第7条の3第4項に規定する地域手当に相当する報酬を含む。以下この条及び第17条において同じ。)の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が定める休日等の勤務時間を減じたもので除して得た額

(2) 日額により支給する基本報酬 基本報酬の日額及びこれに対する地域手当の日額の合計額を1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額により支給する基本報酬 基本報酬の時間額及びこれに対する地域手当の時間額の合計額

第14条の見出し中「手当」の次に「等」を加え、同条に次の1項を加える。

5 前各項の規定にかかわらず、第1号会計年度任用職員には、前各項の規定により宿日直手当を支給する職員の例により、宿日直手当に相当する報酬を支給する。

第15条の2第1項中「職員(次項)の次に「及び第19条の2」を加える。

第17条第3項中「再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」を「次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは、それぞれ当該各号に定める字句」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 再任用職員 100分の72.5

(2) 会計年度任用職員 100分の72.5

第17条第4項中「及び」の次に「基本報酬の月額(月額以外の方法により支給する会計年度任用職員の給料等)にあっては、市長が規則で定めるところにより月額に相当する額として算定した額)並びに」を加え、同条第5項中「行政職給料表」を「会計年度任用職員を除き、行政職給料表」に改める。

第17条の2に次の1号を加える。

(5) 基準日に会計年度任用職員として在職する職員で、その職に係る任期その他の期間につ

いて市長が規則で定める基準を満たさない会計年度任用職員

第17条の3第5項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第18条第1項中「職員に対し、」の次に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

第19条中「手当及び」の次に「特殊勤務手当に相当する報酬並びに」を加え、「別に」を「、別に」に改める。

第19条の2の見出し中「再任用職員等」を「特定の職員」に改め、同条中「第7条、第7条の2及び第8条の規定は、再任用職員及び任期付短時間勤務職員には」を「次の各号に掲げる職員には、それぞれ当該各号に定める規定は」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 管理監督職員 第10条から第12条まで
- (2) 再任用職員及び任期付短時間勤務職員 第7条、第7条の2及び第8条
- (3) 会計年度任用職員（次号に掲げる者を除く。） 第4条、第4条の4、第7条、第7条の2、第8条、第15条から第16条まで、第18条、第18条の2及び第20条
- (4) 第4条の3第4項の適用を受ける会計年度任用職員 第4条、第4条の4、第7条から第8条まで、第15条から第18条の2まで及び第20条

第19条の3中「臨時」の次に「的に任用された職員（常時勤務を要する職を占める者を除く。）」を加え、「及び任期付短時間勤務職員」を「、任期付短時間勤務職員及び会計年度任用職員」に、「市長」を「任命権者」に、「一般職の」を「他の」に、「給与」を「別に定めるところにより給与」に改める。

第23条中「給料」の次に「、報酬」を加え、同条を第24条とし、第22条の次に次の1条を加える。

（単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準）

第23条 単純な労務に雇用される職員に対しては、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、災害派遣手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当及び退職手当を支給することができる。

2 単純な労務に雇用される職員に対する給与については、職員の給与を基準とし、単純な労務に雇用される職員の職務の特殊性を考慮して別に定める。

別表第4ア 行政職給料表等級別基準職務表中「又は定型的な業務を行う技能員」を「、定型的な業務を行う技能員又は定型的若しくは補助的な業務を行う会計年度任用職員」に、「又は知識若しくは経験を必要とする業務を行う技能員」を「、知識若しくは経験を必要とする業務を行う技能員又は相当の知識若しくは経験を必要とする会計年度任用職員」に改める。

別表第4ウ 教育職給料表（2）等級別基準職務表中「又は養護助教諭」を「、養護助教諭又は講師」に改める。

別表第4の次に次の1表を加える。

別表第5（第4条の3関係）

職種	給料又は基本報酬の額
市立病院の医師	時間額 20,000円以下
臨床心理士	時間額 5,000円以下
健康運動指導士	時間額 3,000円以下

（特別職の秘書の給与等に関する条例の一部改正）

第12条 特別職の秘書の給与等に関する条例（昭和39年条例第41号）の一部を次のように改正

する。

第3条中「一般職の職員の給与に関する条例」を「一般職の職員の給与等に関する条例」に改める。

(教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第13条 教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条中「一般職の職員の給与に関する条例」を「一般職の職員の給与等に関する条例」に改める。

(大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第14条 大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「一般職の職員の給与に関する条例」を「一般職の職員の給与等に関する条例」に改める。

第2条第20号中「保育所」の次に「等」を、「保育士」の次に「等」を加える。

第22条の2第1項第3号中「。以下「勤務時間等条例」という。」を削り、「週休日(」の次に「会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。)にあっては、当該会計年度任用職員について定められた週休日。」を、「休日勤務手当」の次に「(同条第3項に規定する休日勤務手当に相当する報酬を含む。)」を加える。

第36条の6の前の見出し中「保育所」の次に「等」を、「保育士」の次に「等」を加え、同条中「保育所に勤務する保育士」を「保育所等に勤務する保育士等」に改め、「、保育士」の次に「又は保育教諭」を、「に保育所」の次に「又はこども園」を加える。

第36条の18中「常時勤務」を「勤務」に改め、「、医師」の次に「(1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である者を除く。)」を加える。

第36条の19第1項第2号中「(医師免許取得後の年数が3年以上の者に限る。)」を削る。

第39条を第40条とし、第38条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員についての適用除外)

第39条 第3条から第10条まで、第22条の3、第22条の4、第29条、第30条、第35条から第36条の7、第36条の10から第36条の13の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第15条 職員等の旅費に関する条例(昭和27年条例第13号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

職員等の旅費等に関する条例

第1条中「旅費」の次に「並びに第1号会計年度任用職員に対する費用弁償」を加える。

第1条の2中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第1号会計年度任用職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に定める職員をいう。

第2条第3項中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

第22条第1項中「以外の者」の次に「(第1号会計年度任用職員を除く。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(第1号会計年度任用職員に対する費用弁償)

第22条の2 第1号会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、職員に対して支給する旅費

の例により当該旅行に係る費用を弁償する。この場合において、当該第1号会計年度任用職員は、その者が第2号会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に定める職員をいう。）であるものとした場合に決定されるべき職務の級にあるものとみなす。

別表中「及び臨時職員」を削り、同表の備考第1項中「一般職の職員の給与に関する条例」を「一般職の職員の給与等に関する条例」に改める。

（大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第16条 大和高田市職員の退職手当に関する条例（昭和33年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「企業職員」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員及び単純な労務に雇用される職員」に改める。

第2条中「要する者」を「要するもの」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第7条の5第2項中「一般職の職員の給与に関する条例」を「一般職の職員の給与等に関する条例」に改める。

第8条の次に次の見出し及び2条を加える。

（勤続期間の計算の特例）

第8条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- (1) 第2条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間
- (2) 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間

第8条の3 第8条第5項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間には、第2条第2項に規定する者に相当する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

- 2 前条の規定は、職員以外の地方公務員等であった者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

第9条第1項から第3項まで及び第5項中「前条」を「第8条」に改める。

第9条の2第3項第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 第2条第2項の規定により職員とみなされる者

第11条第3項中「失業保険金」を「基本手当」に改める。

第14条第1項第1号、同条第5項第2号、第15条の見出し、同条第1項第1号、第16条第

1項第1号及び第18条第4項中「禁錮」を「禁錮」に改める。

附則第7項中「一般職の職員の給与に関する条例」を「一般職の職員の給与等に関する条例」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第17条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び地方公務員法」を「、地方公務員法」に改め、「占める職員」の次に「及び会計年度任用職員(同法第22条の2第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)」を加える。

第15条第1項中「職員」の次に「(第1号会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者をいう。))を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第16条第1項中「、休暇」の次に「(有給のものに限る。)」を加える。

第18条中「範囲内で」の次に「別に定めるところにより」を加える。

第19条の見出し中「再任用職員等」を「特定の職員」に改め、同条中「第5条、第6条、第6条の3及び第15条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年条例第17号)第4条の規定により採用された職員には」を「次の各号に掲げる職員には、それぞれ当該各号に定める規定は」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 管理監督職員(管理又は監督の地位にある職員のうち、管理者が定めるものをいう。) 第9条から第11条まで

(2) 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年条例第17号)第4条の規定により採用された職員 第5条、第6条、第6条の3及び第15条

(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員 第4条から第6条まで、第6条の3、第12条の2及び第15条

(4) 会計年度任用職員 第4条から第6条まで、第6条の3、第8条、第12条の2、第12条の3、第14条及び第17条

第20条を削り、第21条を第20条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第4条(職員の分限に関する条例第3条の改正規定を除く。)及び第11条(一般職の職員の給与に関する条例第4条第3項の改正規定及び第18条第1項の改正規定に限る。)は、令和2年1月1日から施行する。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の経過措置)

2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、令和2年4月1日(以下「適用日」という。)以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

(大和高田市職員の退職手当に関する条例の経過措置)

3 改正後の大和高田市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第2条第2項の規定は、適用日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

4 新条例第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、新条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する新条例第3条から第5条までの規定

による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

5 前項の規定の適用を受ける者（引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。）に対する新条例第8条の2の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。

6 新条例第2条第2項の規定により職員とみなされた者に対してこの条例を適用する場合には、適用日前におけるその者の勤務した期間及び在職期間は、その者の勤務した期間及び在職期間に含まないものとする。

（大和高田市附属機関設置条例の一部改正）

7 大和高田市附属機関設置条例（昭和36年条例第22号）の一部を次のように改正する。
第2条の表を次のように改める。

附属機関の属する執行機関	附属機関	附属機関の担当する事項
市長	大和高田市総合計画審議会	総合計画に関する事項の調査審議及び意見の答申に関する事項
	大和高田市営住宅対策協議会	市営住宅に関する調査審議及び意見の答申に関する事項
	大和高田市人権啓発推進協議会	人権擁護及び人権意識の高揚に関する事項の調査審議及び意見の答申に関する事項
	大和高田市住居表示審議会	住居表示に関する事項の調査審議及び意見の答申に関する事項
	大和高田市消防賞じゅつ金等審査会	消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金の支給の要件、功労等の審査に関する事項
	大和高田市緑化推進協議会	緑化推進に関する事項の調査審議及び意見の答申に関する事項
	大和高田市予防接種健康被害調査委員会	予防接種による健康被害に関する事項の調査審議及び意見の答申に関する事項
	大和高田市地域包括ケア会議	高齢者の保健、医療、福祉及び介護に係るサービスの総合調整に関する事項並びに老人ホーム入所措置の要否判定に係る審査に関する事項
	大和高田市地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの設置及び運営についての審議に関する事項
	大和高田市指定管理者選定等委員会	公の施設の指定管理者の候補者の選定及び指定管理者の指定の取消し又は業務の停止に関する事項の審査及び審議に関する事項

条例第17号

大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月17日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

第1条 大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の170」に改める。

第2条 大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の170」を「100分の167.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(次項において「新条例」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 新条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

条例第18号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月17日

大和高田市長 堀内 大造

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(昭和34年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の167.5」を「6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条中「6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(次項において「新条例」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 新条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

条例第19号

一般職の職員の給与に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月17日

大和高田市長 堀内 大造

一般職の職員の給与に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第63号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項第1号中「100分の92.5」を「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	

32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	

72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			

	112		300,600	349,500					
	113		300,800	350,000					
	114		301,000						
	115		301,300						
	116		301,700						
	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員			187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第19条の3に規定する職員を除く。

別表第2（第3条関係）

教育職給料表

ア 教育職給料表（1）

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	160,000	204,000	331,100	416,900
	2	161,500	205,700	333,300	418,700
	3	163,000	207,300	335,400	420,500
	4	164,500	209,000	337,400	422,200
	5	166,100	210,800	339,600	423,700
	6	168,000	212,400	341,500	425,200
	7	169,800	214,100	343,700	427,100
	8	171,600	215,700	345,800	429,000
	9	173,300	217,500	347,500	430,800
	10	175,400	219,400	349,600	432,600
	11	177,400	221,300	351,700	434,500
	12	179,400	223,200	353,800	436,300
	13	181,300	224,700	355,900	438,000
	14	183,500	226,700	357,900	439,900
	15	185,700	228,700	359,900	441,700
	16	187,900	230,700	361,900	443,600

17	190,100	232,500	363,500	445,300
18	192,700	235,200	365,400	447,100
19	195,200	237,900	367,200	448,900
20	197,700	240,600	369,200	450,700
21	200,200	243,200	370,800	452,300
22	201,900	246,000	372,700	454,000
23	203,600	248,600	374,500	455,900
24	205,300	251,300	376,400	457,600
25	206,800	253,800	377,700	459,300
26	208,300	256,200	379,500	460,900
27	210,000	258,700	381,300	462,500
28	211,600	261,000	383,200	464,000
29	213,100	263,600	385,000	465,500
30	214,800	266,000	386,900	466,800
31	216,500	268,200	388,800	468,100
32	218,200	270,400	390,800	469,400
33	219,600	272,500	392,500	470,600
34	221,400	274,700	394,200	471,300
35	223,200	276,900	395,800	472,000
36	225,000	278,800	397,600	472,700
37	226,500	281,100	398,800	473,300
38	228,300	283,000	400,300	
39	230,100	284,900	401,700	
40	231,900	286,900	403,100	
41	233,600	288,600	404,800	
42	235,300	290,900	406,200	
43	236,900	293,200	407,500	
44	238,500	295,700	409,000	
45	239,900	297,700	410,600	
46	241,200	300,100	411,900	
47	242,500	302,300	413,400	
48	243,700	304,900	415,000	
49	245,100	307,200	416,700	
50	246,600	309,600	418,100	
51	247,800	311,900	419,700	
52	249,300	314,100	421,200	
53	250,400	316,300	422,900	
54	251,600	318,300	424,400	
55	253,000	320,300	426,000	
56	254,000	322,300	427,600	

57	255,300	324,200	429,100
58	256,300	326,300	430,600
59	257,400	328,400	431,800
60	258,600	330,400	433,000
61	259,900	332,500	434,200
62	260,900	334,600	435,500
63	262,300	336,800	436,800
64	263,400	339,000	438,000
65	264,700	340,700	439,200
66	266,100	342,900	440,400
67	267,500	344,900	441,600
68	269,100	347,100	442,800
69	270,500	348,900	444,000
70	271,800	350,800	445,200
71	273,100	352,800	446,400
72	274,400	354,800	447,600
73	275,500	356,400	448,700
74	276,700	358,300	449,300
75	278,000	360,100	449,800
76	279,000	362,000	450,300
77	280,200	363,800	450,800
78	281,400	365,500	
79	282,600	367,200	
80	283,800	368,800	
81	284,900	370,300	
82	286,100	371,800	
83	287,300	373,300	
84	288,500	374,700	
85	289,500	375,800	
86	290,600	377,200	
87	291,600	378,600	
88	292,800	379,900	
89	293,900	381,200	
90	295,000	382,500	
91	296,200	383,700	
92	297,400	385,000	
93	297,900	386,300	
94	298,900	387,400	
95	300,000	388,700	
96	301,200	389,900	

97	302,200	391,300
98	303,300	392,300
99	304,300	393,400
100	305,400	394,400
101	306,300	395,300
102	307,400	396,300
103	308,500	397,400
104	309,500	398,500
105	310,100	399,200
106	311,000	400,100
107	311,800	401,000
108	312,600	401,900
109	313,500	402,700
110	313,900	403,600
111	314,300	404,400
112	314,800	405,200
113	315,400	405,800
114	315,800	406,500
115	316,300	407,200
116	316,800	407,900
117	317,400	408,500
118	317,900	409,000
119	318,300	409,400
120	318,800	409,800
121	319,300	410,200
122	319,700	410,500
123	320,200	410,800
124	320,700	411,000
125	321,300	411,200
126	321,600	411,500
127	321,900	411,800
128	322,200	412,000
129	322,400	412,200
130	322,700	412,500
131	323,000	412,800
132	323,300	413,000
133	323,500	413,200
134	323,700	413,500
135	323,900	413,800
136	324,200	414,000

	137	324,500	414,200		
	138	324,700	414,500		
	139	325,000	414,800		
	140	325,300	415,000		
	141	325,500	415,200		
	142	325,700	415,500		
	143	326,000	415,800		
	144	326,200	416,000		
	145	326,500	416,200		
	146	326,700			
	147	327,000			
	148	327,300			
	149	327,500			
	150	327,700			
	151	328,000			
	152	328,300			
	153	328,500			
再任用 職員		234,000	274,300	331,100	415,200

備考(1) この表は、高等学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、講師、実習助手その他の職員で市長が定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で市長が規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	160,000	175,800	293,000	406,700
	2	161,500	177,900	295,600	408,200
	3	163,000	180,000	298,500	409,700
	4	164,500	182,200	300,900	411,200
	5	166,100	184,200	303,400	412,600
	6	168,000	186,400	305,700	414,000
	7	169,800	188,600	308,000	415,500
	8	171,600	190,800	310,400	417,100
	9	173,300	193,000	312,800	418,500
	10	175,400	195,800	315,200	419,900
	11	177,400	198,500	317,900	421,300
	12	179,400	201,200	320,800	422,600
	13	181,300	204,000	323,200	423,900
	14	183,500	205,700	325,100	425,300

15	185,700	207,300	327,000	426,700
16	187,900	209,000	329,100	428,100
17	190,100	210,800	331,100	429,300
18	192,700	212,400	333,300	430,600
19	195,200	214,100	335,400	431,800
20	197,700	215,700	337,400	433,100
21	200,200	217,500	339,600	434,200
22	201,900	219,400	341,500	435,400
23	203,600	221,300	343,700	436,700
24	205,300	223,200	345,800	438,000
25	206,800	224,700	347,500	439,300
26	208,200	226,700	349,300	440,500
27	209,800	228,700	351,200	441,500
28	211,300	230,700	353,100	442,600
29	213,000	232,500	354,900	443,800
30	214,700	235,200	356,700	444,600
31	216,400	237,900	358,400	445,400
32	218,100	240,600	360,300	446,300
33	219,400	243,200	361,600	447,200
34	221,100	246,000	363,300	447,700
35	222,800	248,600	364,800	448,200
36	224,500	251,300	366,600	448,700
37	225,900	253,800	368,500	449,200
38	227,600	256,200	370,000	
39	229,300	258,700	371,300	
40	231,000	261,000	372,900	
41	232,600	263,600	374,000	
42	234,300	266,000	375,400	
43	235,900	268,200	376,800	
44	237,500	270,400	378,300	
45	239,200	272,500	379,700	
46	240,700	274,700	381,300	
47	242,000	276,900	382,900	
48	243,400	278,800	384,400	
49	244,600	281,100	385,800	
50	246,000	283,000	387,300	
51	247,400	284,900	388,800	
52	248,600	286,900	390,200	
53	249,700	288,600	391,400	
54	251,100	290,900	392,700	

55	252,300	293,200	393,800
56	253,300	295,700	394,900
57	254,500	297,700	396,300
58	255,700	300,100	397,500
59	256,800	302,300	398,700
60	258,000	304,900	400,000
61	259,400	307,200	401,200
62	260,200	309,600	402,200
63	261,400	311,900	403,600
64	262,300	314,100	404,900
65	263,300	316,300	406,100
66	264,700	318,300	407,200
67	265,800	320,300	408,400
68	267,100	322,300	409,500
69	268,700	324,200	410,500
70	270,200	326,300	411,700
71	271,500	328,400	412,900
72	272,900	330,400	414,100
73	273,900	332,500	414,700
74	274,900	334,600	415,500
75	276,100	336,800	416,200
76	277,100	339,000	416,700
77	278,300	340,700	417,000
78	279,400	342,600	417,400
79	280,600	344,300	417,800
80	281,800	346,100	418,200
81	283,000	347,900	418,500
82	283,900	349,700	418,900
83	285,100	351,100	419,300
84	286,300	352,900	419,600
85	287,200	354,100	419,900
86	288,100	355,700	420,300
87	288,800	357,200	420,700
88	289,800	358,700	421,000
89	290,800	360,000	421,300
90	291,700	361,300	421,600
91	292,600	362,700	421,900
92	293,400	364,100	422,100
93	293,700	365,600	422,300
94	294,400	366,900	

	95	295,100	368,200
	96	295,900	369,400
	97	296,700	370,400
	98	297,500	371,400
	99	298,300	372,400
	100	299,000	373,400
	101	299,900	374,300
	102	300,400	375,300
	103	300,900	376,300
	104	301,400	377,300
	105	301,600	378,100
	106	302,000	379,000
	107	302,300	379,900
	108	302,500	380,900
	109	302,700	381,700
	110	302,900	382,700
	111	303,200	383,700
	112	303,500	384,700
	113	303,700	385,300
	114	303,900	386,200
	115	304,100	387,100
	116	304,400	388,000
	117	304,700	388,800
	118	305,000	389,500
	119	305,300	390,300
	120	305,600	391,100
	121	305,800	391,700
	122	306,000	392,500
	123	306,200	393,200
	124	306,500	393,900
	125	306,800	394,500
	126		395,200
	127		395,700
	128		396,300
	129		397,000
	130		397,600
	131		398,100
	132		398,600
	133		398,900
	134		399,200

	135		399,500		
	136		399,800		
	137		400,100		
	138		400,400		
	139		400,700		
	140		401,000		
	141		401,300		
	142		401,600		
	143		401,900		
	144		402,200		
	145		402,400		
	146		402,700		
	147		403,000		
	148		403,200		
	149		403,400		
	150		403,700		
	151		404,000		
	152		404,200		
	153		404,400		
	154		404,700		
	155		405,000		
	156		405,200		
	157		405,400		
再任用 職員		225,200	271,100	324,400	405,200

備考（1） この表は、幼稚園に勤務する園長、副園長、教諭、講師その他の職員で市長が定めるものに適用する。

（2） この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で市長が規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3（第3条関係）

ア 医療職給料表（1）

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	249,800	335,000	399,000	471,700	566,500
	2	252,300	338,000	401,900	474,000	569,600
	3	254,800	340,900	404,500	476,200	572,700
	4	257,300	343,800	407,200	478,500	575,800
	5	259,500	346,500	409,800	480,700	578,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900	581,100
	7	267,100	352,800	414,900	485,100	583,500

8	270,900	355,900	417,300	487,300	585,900
9	274,500	358,700	419,500	489,300	588,100
10	278,500	361,400	422,200	491,400	589,600
11	282,500	364,500	424,800	493,500	591,100
12	286,500	367,700	427,500	495,600	592,600
13	290,300	370,600	429,900	497,700	594,100
14	294,300	374,100	432,400	499,800	595,200
15	298,200	377,100	434,800	501,900	596,300
16	302,100	380,700	437,300	504,000	597,200
17	305,800	384,300	439,300	506,100	598,400
18	309,400	387,000	441,700	508,100	599,400
19	312,900	389,500	444,000	510,100	600,400
20	316,500	392,100	446,400	512,100	601,400
21	320,100	394,900	447,900	513,900	602,400
22	323,800	397,200	450,300	515,700	
23	327,300	399,700	452,600	517,600	
24	330,600	401,800	454,900	519,500	
25	334,100	403,800	456,900	521,200	
26	336,800	406,100	459,200	523,000	
27	339,400	408,300	461,400	524,800	
28	342,000	410,600	463,700	526,600	
29	344,800	412,900	465,800	528,200	
30	346,700	415,000	468,100	530,000	
31	348,900	417,000	470,400	531,800	
32	351,300	419,100	472,600	533,600	
33	353,500	421,000	474,600	535,200	
34	355,800	422,800	476,700	537,000	
35	357,900	424,600	478,800	538,700	
36	360,200	426,600	480,900	540,500	
37	362,400	428,500	483,000	542,100	
38	364,800	430,500	484,800	543,700	
39	367,000	432,400	486,600	545,100	
40	369,000	434,400	488,400	546,700	
41	371,300	436,200	490,100	548,200	
42	372,500	438,000	491,900	549,600	
43	373,900	439,700	493,700	551,000	
44	375,000	441,500	495,500	552,300	
45	376,200	443,300	497,100	553,500	
46	377,600	445,100	498,800	554,500	
47	379,100	446,900	500,600	555,500	

48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000	
83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800	
85		480,400	537,600	
86		481,000	538,500	
87		481,400	539,400	

	88		481,900	540,300		
	89		482,400	541,100		
	90		483,000			
	91		483,600			
	92		484,000			
	93		484,500			
	94		485,100			
	95		485,700			
	96		486,300			
	97		486,800			
再任用 職員		296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師で市長が規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員 以外 の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000	371,100
	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000	373,800
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200	376,400
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400	379,100
	5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200	381,500
	6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400	384,200
	7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400	386,800
	8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600	389,500
	9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400	391,600
	10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500	393,900
	11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600	396,100
	12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700	398,300
	13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200	400,400
	14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200	402,400
	15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100	404,400
	16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100	406,500
	17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900	408,300
	18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900	410,300
	19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900	412,200
	20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900	414,300
	21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700	416,100
	22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700	417,700
23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800	419,300	

24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900	420,800
25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300	422,300
26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100	423,600
27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900	424,900
28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600	426,200
29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400	427,500
30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900	428,700
31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500	429,900
32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200	431,000
33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500	432,200
34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800	433,400
35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100	434,600
36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300	435,800
37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400	437,100
38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600	437,900
39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700	438,300
40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000
41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500
42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900
43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300
44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800	
55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100	
56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400	
57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700	
58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000	
59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300	
60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700	
61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900	
62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200	
63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500	

64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800
65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000
66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900	
67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600	
68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200	
69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600	
70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100	
71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600	
72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100	
73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700	
74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200	
75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800	
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400	
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900	
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400	
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900	
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400	
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700	
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200	
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600	
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000	
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400	
86		289,500	325,400	346,300		
87		289,700	325,600	346,600		
88		289,900	326,000	346,900		
89		290,300	326,400	347,300		
90		290,500	326,800	347,600		
91		290,700	327,200	348,000		
92		290,900	327,600	348,300		
93		291,300	327,900	348,700		
94		291,500	328,100	349,000		
95		291,700	328,500	349,300		
96		292,000	328,800	349,600		
97		292,400	329,000	349,900		
98		292,700	329,300	350,300		
99		292,900	329,600	350,700		
100		293,200	329,900	351,100		
101		293,500	330,100	351,600		
102		293,700	330,400	352,000		
103		293,900	330,800	352,400		

	104		294, 200	331, 000	352, 800			
	105		294, 500	331, 200	353, 300			
	106			331, 400				
	107			331, 800				
	108			332, 000				
	109			332, 200				
	110			332, 600				
	111			333, 000				
	112			333, 400				
	113			333, 600				
再任用職員		188, 700	215, 300	243, 500	256, 900	282, 100	322, 800	365, 000

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で市長が定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（3）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	165, 300	192, 400	240, 200	262, 700	287, 100	330, 100
	2	166, 700	194, 500	242, 000	263, 700	288, 800	332, 200
	3	168, 200	196, 600	243, 800	264, 600	290, 400	334, 200
	4	169, 600	198, 600	245, 600	265, 700	292, 200	336, 400
	5	171, 000	200, 700	247, 000	266, 200	293, 900	338, 400
	6	172, 500	203, 000	248, 300	267, 200	295, 700	340, 500
	7	174, 000	205, 300	249, 400	268, 000	297, 400	342, 600
	8	175, 500	207, 500	250, 700	268, 900	299, 100	344, 700
	9	176, 700	209, 800	251, 700	270, 000	301, 000	346, 200
	10	178, 400	211, 200	252, 700	270, 700	302, 700	348, 200
	11	180, 000	212, 600	253, 600	271, 800	304, 400	350, 100
	12	181, 500	213, 800	254, 500	273, 000	306, 100	352, 100
	13	182, 900	215, 200	255, 700	274, 300	307, 600	354, 000
	14	184, 900	216, 600	256, 800	275, 400	309, 200	356, 100
	15	186, 900	218, 100	257, 600	276, 600	311, 000	358, 200
	16	188, 900	219, 300	258, 600	278, 000	312, 800	360, 200
	17	191, 000	220, 700	259, 100	279, 300	314, 500	362, 200
	18	193, 100	222, 200	260, 000	280, 600	316, 100	364, 200
	19	195, 200	223, 700	261, 000	281, 600	317, 800	366, 300
	20	197, 300	225, 200	261, 800	282, 800	319, 500	368, 400
	21	199, 300	226, 300	262, 700	284, 400	320, 900	370, 100
22	201, 500	228, 000	263, 600	286, 000	322, 400	372, 200	

23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300
24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300
25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300
26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900
27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800
28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700
29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500
30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200
31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100
32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900
33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600
34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300
35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100
36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800
37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400
38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100
39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900
40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700
41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200
42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700
43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200
44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500
45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600
46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700
47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800
48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000
49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300
50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400
51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600
52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700
53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900
54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900
55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000
56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100
57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200
58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700
59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300
60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700
61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300
62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800

63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200
64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700
65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300
66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700
67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000
68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000	
71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700	
72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300	
73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000	
78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600	
79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100	
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400	
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700	
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200	
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600	
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900	
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200	
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700	
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200	
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
94	281,900	315,000	348,400	366,400		
95	282,800	315,700	349,100	366,800		
96	283,800	316,300	349,700	367,100		
97	284,400	317,000	350,100	367,700		
98	285,200	317,300	350,500	368,200		
99	285,800	317,900	351,000	368,700		
100	286,700	318,600	351,400	369,200		
101	287,500	319,000	351,900	369,800		
102	288,300	319,600	352,300	370,300		

103	289,100	320,200	352,800	370,800
104	289,900	320,800	353,200	371,200
105	290,600	321,200	353,500	371,800
106	291,100	321,700	354,000	372,300
107	291,600	322,200	354,400	372,800
108	292,100	322,700	354,700	373,300
109	292,300	323,100	355,200	373,900
110	292,600	323,500	355,700	374,300
111	292,800	323,800	356,200	374,800
112	293,200	324,100	356,700	375,300
113	293,500	324,500	357,200	375,900
114	293,700	324,900	357,700	
115	294,100	325,300	358,200	
116	294,400	325,600	358,600	
117	294,700	325,800	359,000	
118	295,000	326,100	359,400	
119	295,300	326,500	359,900	
120	295,700	326,700	360,400	
121	296,000	326,900	360,800	
122	296,400	327,200	361,300	
123	296,700	327,500	361,800	
124	297,100	327,800	362,300	
125	297,300	328,000	362,600	
126	297,500	328,300		
127	297,800	328,700		
128	298,200	328,900		
129	298,400	329,100		
130	298,700	329,300		
131	299,100	329,700		
132	299,500	329,900		
133	299,700	330,200		
134	300,000	330,600		
135	300,400	331,000		
136	300,700	331,400		
137	300,900	331,700		
138	301,200	332,100		
139	301,600	332,500		
140	301,900	332,900		
141	302,100	333,200		
142	302,500	333,600		

	143	302,900	333,900				
	144	303,200	334,300				
	145	303,400	334,600				
	146	303,600	335,000				
	147	303,900	335,400				
	148	304,300	335,800				
	149	304,500	336,100				
	150	304,700	336,500				
	151	305,000	336,900				
	152	305,300	337,300				
	153	305,700	337,600				
	154	305,900					
	155	306,100					
	156	306,400					
	157	306,700					
	158	307,000					
	159	307,300					
	160	307,600					
	161	308,000					
	162	308,300					
	163	308,600					
	164	308,900					
	165	309,300					
	166	309,600					
	167	309,900					
	168	310,200					
	169	310,600					
再任用 職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長が定めるものに適用する。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「12,000円」を「16,000円」に改め、同条第2項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同項第1号中「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に改め、同項第2号中「23,000円」を「27,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改める。

第18条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」を「100分の95」に改める。

（大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成29年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	375,000円
2	422,000円
3	472,000円
4	533,000円
5	608,000円
6	710,000円
7	830,000円

第8条第2項中「100分の167.5」を「6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」に改める。

第4条 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第4項及び第5項の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（住居手当に関する経過措置）

- 4 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例第8条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第8条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

（1） 第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第8条第1項に該当しないこととなる職員

（2） 旧手当額から第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第8条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

- 5 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

条例第20号

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月17日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大和高田市国民健康保険税条例(昭和32年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「58万円」を「61万円」に改める。

第21条中「58万円」を「61万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の大和高田市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

条例第21号

大和高田市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月17日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市下水道条例の一部を改正する条例

大和高田市下水道条例(昭和59年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第20条の次に次の1条を加える。

(使用の態様の変更の届出)

第20条の2 使用者は、水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除することとなったとき又は水道水以外の水を使用するための設備に変更があったときは、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

第22条第2項第2号を次のように改める。

(2) 精神の機能の障害により代理人として必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者

第22条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第47条第4号及び第12号中「第20条」の次に「、第20条の2」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第20条の次に1条を加える改正規定及び第47条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第20条の2の規定は、令和2年4月1日以後に使用の態様の変更があった場合について適用する。

条例第22号

大和高田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月17日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第23号

大和高田市消防団に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月17日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市消防団に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市消防団に関する条例（昭和36年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第226号）」の次に「第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項」を加え、「任免、定員」を「定員、任用、給与、分限、懲戒」に改める。

第15条を第16条とする。

第14条第1項中「公務のために旅行したときは、その交通費、日当及び宿泊料」を「災害、警戒等に従事するため出動したときは、別表第2に定める額」に改め、同条第2項中「前項の規定により費用弁償として支給する額」を「団員が公務のために旅行したとき」に、「とする」を「を費用弁償として支給する」に改め、同条を第15条とする。

第12条及び第13条を削る。

第11条の前の見出しを削り、同条中「団員であつて」を「任命権者は、団員が」に、「者があるときは、団長は市長の意見を聴いて懲戒」を「ときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 停職は、6月以内の期間を定めて行う。

第11条を第13条とし、同条に見出しとして「(懲戒)」を付し、同条の次に次の1条を加える。

(報酬)

第14条 団員の報酬は、別表第1に定める額とする。

- 2 前項の報酬は、団員が年度の途中で任命されたときは当該任命された月から、退職したときは当該退職した月まで支給するものとし、10円未満の端数が生じた場合、その額を切り上げて支給する。
- 3 前2項の場合において、階級に異動があったときは、階級の異動があった日が属する月から新たな報酬額を支給する。
- 4 団員の報酬は、毎年度2期に分けて支給する。

第10条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

(分限)

第12条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務実績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 前2号に規定する場合のほか、団員に必要な適格性を欠くとき。
- (4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じたとき。

2 団員は、次の各号のいずれかに該当したときは、その身分を失う。

- (1) 第3条第1号に該当しなくなったとき。
- (2) 第6条第2号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。

第9条第1項中「団員が」を「団員であって」に、「副団長又はその他の者」を「その他の団員」に改め、同条第2項中「事情の」を「事情が」に改め、同条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条の前の見出しを削り、同条第2項中「により」を「に従い」に改め、同条を第7条とし、同条の前に見出しとして「(服務規律)」を付し、第5条の次に次の1条を加える。

(欠格条項)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 第13条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第14条関係）

区分	報酬の額（年額）
団長	220,000円
副団長	150,000円
分団長	100,000円
副分団長	50,000円
部長	40,000円
班長	38,000円
団員	36,500円

別表第2（第15条関係）

区分	費用弁償の額
災害等のための出動又は火災予防等のための戸別訪問若しくは催事等における啓発活動に従事した場合	1回につき 4,000円

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

規 則

規則第8号

大和高田市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年9月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市立こども園条例施行規則（平成22年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「当該年度の初日の前日において3歳以上の子どもをいう。）の保護者から、次のおとり費用を徴収するものとする」を「満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どもをいう。以下同じ。）の保護者から、別表第1により算出した給食費を徴収する」に改め、同項各号

を削り、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、別表第2により算出した給食費を徴収する。ただし、当該額が前項の規定により算出した額を超えるときは、この限りでない。

- (1) 転入、転出その他の理由により、子どもが月の途中から給食の提供を受け、又は受けることができないとき。
- (2) 給食を実施する日において、傷病等の理由により子どもが連続して次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める日数（休日を除く。）以上給食の提供を受けることができないとき。
 - ア 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どものうち3歳以上の子ども 9日
 - イ 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どものうち3歳以上の子ども 10日
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第14条関係）

		給食費（月額）	うち主食費	うち副食費
法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どものうち3歳以上の子ども	基本額	4,100円	700円	3,400円
法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どものうち3歳以上の子ども	基本額	5,100円	750円	4,350円
	加算額	150円×当月の土曜日に給食の提供を受けた回数	0円	150円

備考

- 1 副食費とは、大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第16号）第13条第4項第3号ア又はイに定める副食の提供に要する費用をいう。別表第2において同じ。
- 2 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どものうち3歳以上の子どもに係る8月分の給食費は、徴収しないものとする。

別表第2

		調整額（月額）	うち主食費	うち副食費
法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どものうち3歳以上の子ども	基本額	230円×当月の平日に給食の提供を受けた回数	40円	190円
法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どものうち3歳以上の子ども	基本額	260円×当月の平日に給食の提供を受けた回数	40円	220円
	加算額	150円×当月の土曜日に給食の提供を受けた回数	0円	150円

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

規則第9号

大和高田市保育所条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年9月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市保育所条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市保育所条例施行規則（平成17年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「当該年度の初日の前日において3歳以上の子どもをいう。）の保護者から、給食費のうち主食費として月額750円を徴収する」を「満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どもをいう。以下同じ。）の保護者から、別表第3により算出した給食費を徴収する」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、別表第4により算出した給食費を徴収する。ただし、当該額が前項の規定により算出した額を超えるときは、この限りでない。

- (1) 転入、転出その他の理由により、子どもが月の途中から給食の提供を受け、又は受けることができないとき。
- (2) 給食を実施する日において、傷病等の理由により子どもが連続して10日（休日を除く。）以上給食の提供を受けることができないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

別表に次の2表を加える。

別表第3

	給食費（月額）	うち主食費	うち副食費
基本額	5,100円	750円	4,350円
加算額	150円×当月の土曜日に給食の提供を受けた回数	0円	150円

備考

- 1 副食費とは、大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第16号）第13条第4項第3号ア又はイに定める副食の提供に要する費用をいう。別表第4において同じ。

別表第4

	調整額（月額）	うち主食費	うち副食費
基本額	260円×当月の平日に給食の提供を受けた回数	40円	220円
加算額	150円×当月の土曜日に給食の提供を受けた回数	0円	150円

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

規則第11号

ふるさと大和高田応援寄附金条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年9月30日

大和高田市長 堀内 大造

ふるさと大和高田応援寄附金条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと大和高田応援寄附金条例施行規則（平成20年規則第31号）の一部を次のように改正する。

第5条（見出しを含む。）中「記念品」を「返礼品」に改め、寄付金の額について「5,000円以上」を「一定額以上」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

ふるさと大和高田応援寄附申出書

_____年 月 日

大和高田市長 様

私は、下記のとおり寄附というかたちで大和高田市のまちづくりへの参加を申し出ます。

住所／所在地（〒 _____）

申出者 _____

（ふりがな）

氏名／名称 _____

電話番号 _____

E-mail _____

1 寄附金額 _____ 円

2 寄附方法（いずれか1つにチェックをお願いします。）

- 納付書払 後日、納付書を郵送します。
- 口座振込 後日、口座番号等を郵送でお知らせします。
- 現金書留 企画広報課宛に、この申出書を同封の上、郵送願います。
- 直接来庁 _____年 月 日 時頃来庁

（来庁日が確定されている場合は、日時をお知らせください。）

※クレジットカード決済を希望される方は、インターネット上のポータルサイトからお申し込みください。

3 希望する使途（いずれか1つにチェックをお願いします。）

- (1) 自立するまちづくりに関する事業
- (2) 心豊かな市民・教育・福祉に関する事業
- (3) 元気とにぎわいのまちづくりに関する事業
- (4) 安心・安全の美しいまちづくりに関する事業
- (5) 大和高田市マスコットキャラクターみくちゃんの活動に関する事業
- (6) 指定しない（分野を限定しない市政全般に対する寄附）。

4 ご寄附いただいた方のお名前及び寄附金の額の公表を予定していますので、公表の可否をお知らせください。 公表してよい。 匿名を希望する。

5 返礼品の贈呈（市外在住の方）

- 返礼品を希望する。 返礼品を希望しない。
- 返礼品番号（ _____ ）
- 返礼品名（ _____ ）
- 返礼品金額（ _____ 円）

※返礼品発送に当たり、必要な個人情報を事業者へ提供することがありますのでご注意ください。（個人情報に関しては大和高田市個人情報保護条例等に基づき厳正に取り扱います。）

6 返礼品お届け先情報（寄附者情報と異なる場合のみご記入ください。）

氏名（ふりがな）

電話番号

住所 〒

7 寄附金税額控除に係る申告特例（ワンストップ特例）申請書の送付希望をお知らせください。

送付を希望する。→（生年月日 年 月 日／性別 男・女）

送付を希望しない。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

規則第14号

大和高田市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年10月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市印鑑条例施行規則（昭和57年規則第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「次の各号に掲げるいずれかの方法により、当該各号に掲げるすべてのものの提示又は提出」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 登録申請者本人が持参した場合 登録申請者に係る本人確認書類（別表第1又は別表第3に掲げる書類のうちいずれか1種類又は別表第2に掲げる書類のうちいずれか2種類）の提示又は提出

(2) 代理人が持参した場合 次のア及びイに掲げる方法

ア 印鑑登録証の受領を委任する旨を証する文書（登録申請者が署名し、登録を受けようとする印鑑の押印がされたもの）の提出

イ 登録申請者及び代理人に係る本人確認書類（別表第1又は別表第3に掲げる書類のうちいずれか1種類又は別表第2に掲げる書類のうちいずれか2種類）の提示又は提出

第4条第2項中「次の各号のいずれかに該当するものの提示又は提出」を「別表第3に掲げる書類のうちいずれか1種類のもの提示又は提出」に改め、同条各号を削る。

第7条中「第5号又は第6号」を「第6号又は第7号」に改める。

第10条中第12号を第14号とし、第11号を第13号とし、第10号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 印鑑登録証明書（様式第8号の2）

第10条中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 印鑑登録原票（様式第4号の2）

附則の次に別表として次の3表を加える。

別表第1（第4条関係）

書類の種類
健康保険被保険者証
介護保険被保険者証
生活保護受給者証
年金手帳
恩給証書
社員証（顔写真付きのもの）

公立学校の学生証（顔写真付きのもの又は顔写真のないもの）
公立学校以外の学生証（顔写真付きのもの）
官公署が発行した資格証明書
その他これらに準ずる書類として市長が適当と認めるもの

別表第2（第4条関係）

書類の種類
税金もしくは公共料金の領収書
預金通帳
キャッシュカード
クレジットカード
診察券
社員証（顔写真のないもの）
公立学校以外の学生証（顔写真のないもの）
本人宛の郵便物（消印のあるもの）
その他これらに準ずる書類として市長が適当と認めるもの

別表第3（第4条関係）

書類の種類
個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）
在留カード
特別永住者証明書
運転免許証
運転経歴証明書（平成24年4月1日以降発行のものに限る。）
旅券
船員手帳
海技免状
猟銃・空気銃所持許可証
教習資格認定証
戦傷病者手帳
宅地建物取引士証

電気工事士免状
特殊電気工事資格者認定証
耐空検査員の証
航空従事者証明書
運航管理者技能検定合格証明書
動力車操縦者運転免許証
無線従事者免許証
障害者手帳（顔写真付きのもの）
公立学校の学生証（顔写真付きのもの）
官公署がその職員に対して発行した身分証明書（顔写真付きのもの）
その他これらに準ずる書類として市長が適当と認めるもの

様式第1号から様式第4号を次のように改める。

様式第1号（第10条関係）

印鑑登録

（印鑑登録申請書）

（あて先）大和高田市長

年	月	日		
登録する印鑑	住 所		番 号	
	大和高田市		番地	
	氏 名			
	生年月日	年	月	日
上記のとおり印鑑の登録を申請します。				
申請人	<input type="checkbox"/> 本人	氏 名	印	
	<input type="checkbox"/> 代理人	住 所		
		氏 名	印	

- （注）
1. 太線枠の中だけ記入してください。
 2. 代理人による申請は、委任の旨を証する書面が必要です。
 3. この申請書により受付後、郵便等で本人に照会し、確認の上登録になります。
 4. 即日登録を完了するには、別に定める本人であることを証明する書類（官公署が発行した顔写真つきのもの）が必要です。

確認方法	番号	免許・旅券		登録証受領印
	<input type="checkbox"/> 照会書	照会年月日		
	<input type="checkbox"/> 保証書	登録年月日		
	<input type="checkbox"/> 免許証	登録番号		
	<input type="checkbox"/> 証明書	備考	照会番号	
<input type="checkbox"/> 許可証			新・再	

受付	照会	登録	交付

様式第2号(第10条関係)

年 月 日

様

大和高田市長

<p>印鑑登録照会書</p> <p>年 月 日にあなたの印鑑登録申請を受け付けましたが、あなたの意思により申請されたものに相違がなければ、以下の回答書に直筆で署名し、申請された印鑑を押印して年 月 日までにこの書面と本人確認書類及び申請の印鑑をあなたご自身が持参してください。</p> <p>(ご注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> *回答書を郵送されたり回答期限までに回答書の持参がないときは、登録申請がなかったものとして取り扱います。 *印鑑登録証の受取をやむを得ず代理人に委任するときは、下記の委任状に必要事項を記入の上、回答書と本人確認書類(本人及び代理人両方の書類)、本人の登録する印鑑、代理人の認印(印肉を使う印)を代理人の方が持参してください。 <p>(注) 本人確認書類とは 運転免許証、パスポート、個人番号カード、健康保険証、年金証書、身体障害者手帳、介護保険被保険者証などです。</p>			
<p>印鑑登録回答書</p> <p>照会のありました印鑑登録の申請については、私の意思によるものに相違ありません。</p> <p>大和高田市長 様 年 月 日</p>			
<p>住所 大和高田市</p> <p>(本人)氏名 _____</p> <p>生年月日 _____ 年 月 日</p>	<table border="1"> <tr> <td>申請した印鑑</td> </tr> <tr> <td style="height: 100px;"></td> </tr> </table>	申請した印鑑	
申請した印鑑			

委任状

私（本人）は、次の者を代理人として、回答書の持参及び印鑑登録証の受領を委任したので届けます。

住 所 _____
 (代理人) 氏 名 _____
 生年月日 _____ 年 月 日 _____

登録年月日

登録番号

様式第3号（第10条関係）

保 証 書

住 所	大和高田市	番 号	
		番地	
氏 名			
生年月日	年 月 日		

上記の者は、印鑑登録申請人本人に相違ないことを保証します。

年 月 日

（あて先）大和高田市長

保 証 人	住 所	大和高田市	番 号	保証人の登録印鑑						
			番地							
	氏 名				続柄 ()					
	生年月日	年 月 日								

- (注) 1. 保証人は、本市において既に印鑑の登録を受けている方に限ります。
 2. 保証人は、登録している印鑑を押印してください。

様式第4号（第10条関係）

印鑑登録番号

印鑑登録原票

印	影	氏名	氏名	旧	氏	生	年	月	日	性	別	住	所

登録年月日	抹消年月日	抹消事由
-------	-------	------

備考

様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第4号の2(第10条関係)

印鑑登録番号

印鑑登録原票

印影	氏名		
	通称		
	生年月日		性別
	住所		
	氏名カタカナ表記		
登録年月日		抹消年月日	抹消事由
備考			

様式第6号から様式第8号を次のように改める。

様式第6号(第10条関係)

印鑑登録証引換交付申請書
 印鑑登録証再交付申請書
 印鑑登録証亡失届書
 印鑑登録廃止申請書

年 月 日

（あて先）大和高田市長

次のとおり 印鑑登録証の引換交付 印鑑登録証の再交付 印鑑登録証の亡失 印鑑登録の廃止 を申請（届出）します。

登 録 者	住 所	大和高田市		番 号
	氏 名			登 録 番 号
	生年月日		年 月 日	
廃 止 申 請 亡失届出理由	<input type="checkbox"/> 紛失（印鑑・カード） <input type="checkbox"/> 盗難 <input type="checkbox"/> 焼失 <input type="checkbox"/> 汚損 <input type="checkbox"/> き損（登録番号が確認できない） <input type="checkbox"/> 不用 <input type="checkbox"/> 引換交付（旧カードと新カードとの交換）			

申 請 人	<input type="checkbox"/> 本 人	氏 名		印
	<input type="checkbox"/> 代 理 人	住 所		
		氏 名		印

（注）

1. 太線枠の中を正しく記入してください。
2. 印鑑登録証を添えて（引換交付・廃止届の場合）申請してください。
3. 代理人により申請（届出）するときは、委任の旨を証する書面が必要です。
4. 印鑑登録証明書を必要とする場合には、新たに印鑑登録申請の手続きをしてください。（引換交付の場合を除く。）

受 付 処 理	確 認	新 登 録 番 号	受 領 印

様式第7号（第10条関係）

印鑑登録

（印鑑登録証明書交付申請書）

年 月 日

（あて先）大和高田市長

次の者の印鑑登録証明書 通 の交付を申請します。

登 録 者	登 録 番 号						
	住 所	番 号					
	大和高田市	番地					
	氏 名						
	生 年 月 日	年 月 日					
申 請 人	<input type="checkbox"/> 本 人	代理人の場合は、下に住所・氏名を書いてください。					
	<input type="checkbox"/> 代理人	住 所					
		署 名					

- （注） 1. 太線枠の中（住所、氏名、生年月日）を正確に記入してください。
 少しでも誤りがある場合は交付できません。
2. **印鑑登録証（カード）を必ず添えて**申請してください。
 提出のない場合は、本人であっても交付できません。代理人の場合も同様です。
3. 登録印鑑、委任状等は必要ありません。

受 付	作 成	交 付

様式第8号（第10条関係）

印鑑登録証明書

印影				
	氏名	氏名	氏名	氏名
	旧	氏		
	生	年	月	日
	住			所

本書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写しであることを証明します。

年 月 日

大和高田市長

様式第8号の次に次の1様式を加える。

様式第8号の2（第10条関係）

印鑑登録証明書

印影	氏名	通称	生年月日	住所	氏名のカタカナ表記

本書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写しであることを証明します。

年 月 日

大和高田市長

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年11月5日から施行する。

（経過措置）

- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第20条第1項の規定によりなお従前の例によ

ることとされた住民基本台帳カード(本人の顔写真が貼付されているものに限る。)については、この規則による改正後の大和高田市印鑑条例施行規則別表第3の規定にかかわらず、令和7年12月28日までの間に限り、条例第5条第1項ただし書の規定による登録申請者が本人であることの確認を行うための書類とみなす。

- 3 この規則の施行の際、改正前の大和高田市印鑑条例施行規則の様式により作成されている用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 4 この規則の施行の際現に改正前の大和高田市印鑑条例施行規則様式第3号による保証書及び改正前の大和高田市印鑑条例施行規則様式第8号による印鑑登録証明書は、改正後の大和高田市印鑑条例施行規則様式第3号による保証書及び改正後の大和高田市印鑑条例施行規則様式第8号による印鑑登録証明書とみなす。

訓 令

訓令第9号

大和高田市地域福祉計画等策定業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和元年12月13日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市地域福祉計画等策定業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱
(設置)

第1条 大和高田市地域福祉計画等策定業務委託に係る受託候補者(以下「受託候補者」という。)の選定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、大和高田市地域福祉計画等策定業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要領及び仕様書の審議及び策定に関する事項
- (2) 審査基準及び審査方法に関する事項
- (3) 提案書、プレゼンテーション等の内容の総合評価に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員6名以内をもって組織する。

2 委員長は、福祉部長をもってこれに充てる。

3 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 保健部長
- (2) 保護課長
- (3) 保育課長
- (4) 児童福祉課長

4 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

(委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、会議のため必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 会議は、非公開とする。

(中立の保持)

第6条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第7条 委員及び第5条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、告示の日から施行する。
- (この訓令の失効)
- 2 この訓令は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

告 示

告示第110号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、収納事務を委託したので、大和高田市会計規則(平成11年規則第59号)第17条の3の規定により告示する。

令和元年12月2日

大和高田市長 堀内 大造

1 委託を受けた者の名称及び所在地

名称	所在地
楽天株式会社	東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリームゾ ンハウス

2 委託した収納事務
ふるさと大和高田応援寄附金(インターネットを利用して納付するものに限る。)

3 委託期間
令和元年12月6日から令和2年3月31日まで

告示第111号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定したので、大和高田市会計規則(平成11年規則第59号)第13条第2項の規定により告示する。

令和元年12月2日

大和高田市長 堀内 大造

1 指定代理納付者の名称及び所在地

名称	所在地
楽天株式会社	東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリームズンハウス

2 指定代理納付者に代理納付させる歳入の種類

ふるさと大和高田応援寄附金（インターネットを利用して納付するものに限る。）

3 指定代理納付者に歳入を代理納付させる期間

令和元年12月6日から令和2年3月31日まで

告示第113号

差押調書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和元年12月9日

大和高田市長 堀内 大造

1 この通知の発送年月日

省略（市役所前掲示場掲示済み）

2 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済み）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第114号

令和元年度国民健康保険税第2期～4期の督促状を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和元年12月9日

大和高田市長 堀内 大造

1 この通知の発送年月日

令和元年度国民健康保険税第2期 令和元年 9月25日

令和元年度国民健康保険税第3期 令和元年10月24日

令和元年度国民健康保険税第4期 令和元年11月25日

2 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済み）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第115号

令和元年度市県民税第3期の督促状を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1

項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和元年12月9日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 この通知の発送年月日
令和元年度 市県民税第3期 令和元年11月26日
- 2 送達を受けるべき者
省略(市役所前掲示場掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第116号

令和元年12月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

令和元年12月12日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 令和元年度大和高田市一般会計補正予算(第6号)
- 2 令和元年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 3 令和元年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第2号)
- 4 令和元年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 5 令和元年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 6 令和元年度大和高田市水道事業会計補正予算(第1号)
- 7 令和元年度大和高田市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 8 令和元年度大和高田市病院事業会計補正予算(第2号)

令和元年度大和高田市一般会計補正予算(第6号)

令和元年度大和高田市の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ148,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,111,175千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
---	---	-------	-----	---

10. 地方交付税		7,342,097	8,556	7,350,653
	1. 地方交付税	7,342,097	8,556	7,350,653
14. 国庫支出金		4,513,104	55,000	4,568,104
	1. 国庫負担金	4,073,866	55,000	4,128,866
15. 県支出金		1,571,822	10,220	1,582,042
	1. 県負担金	1,120,968	15,000	1,135,968
	2. 県補助金	311,087	△4,780	306,307
17. 寄附金		1,912	1,220	3,132
	1. 寄附金	1,912	1,220	3,132
18. 繰入金		1,153,804	34,700	1,188,504
	1. 基金繰入金	1,153,804	34,700	1,188,504
20. 諸収入		243,043	37,304	280,347
	4. 雑入	222,913	37,304	260,217
21. 市債		2,864,000	1,800	2,865,800
	1. 市債	2,864,000	1,800	2,865,800
補正されなかった科目に係る額		9,272,593	0	9,272,593
歳入合計		26,962,375	148,800	27,111,175

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		243,721	△1,098	242,623
	1. 議会費	243,721	△1,098	242,623
2. 総務費		4,448,768	△49,007	4,399,761
	1. 総務管理費	3,851,202	△42,234	3,808,968

	2. 徴税費	310,459	△531	309,928
	3. 戸籍住民基本台帳費	116,339	△5,835	110,504
	4. 選挙費	125,483	△27	125,456
	5. 統計調査費	17,950	△129	17,821
	6. 監査委員費	27,335	△251	27,084
3. 民生費		11,137,623	143,026	11,280,649
	1. 社会福祉費	5,220,885	87,371	5,308,256
	2. 児童福祉費	3,143,502	60,141	3,203,643
	3. 生活保護費	2,772,932	△4,486	2,768,446
4. 衛生費		2,708,687	29,243	2,737,930
	1. 保健衛生費	1,012,826	2,572	1,015,398
	2. 清掃費	1,695,861	26,671	1,722,532
6. 農林水産業費		169,340	△159	169,181
	1. 農業費	169,340	△159	169,181
7. 商工費		263,294	405	263,699
	1. 商工費	263,294	405	263,699
8. 土木費		1,915,251	1,114	1,916,365
	1. 土木管理費	132,271	840	133,111
	2. 道路橋りょう費	219,697	△64	219,633
	4. 都市計画費	1,404,778	△5,115	1,399,663
	5. 住宅費	146,873	5,453	152,326
10. 教育費		2,706,856	25,276	2,732,132
	1. 教育総務費	460,860	25,438	486,298

	2. 小学校費	287,543	716	288,259
	4. 高等学校費	399,509	△3,734	395,775
	5. 幼稚園費	231,125	3,910	235,035
	6. 社会教育費	401,531	△2,303	399,228
	7. 保健体育費	545,923	1,249	547,172
	補正されなかった科目に係る額	3,368,835	0	3,368,835
	歳 出 合 計	26,962,375	148,800	27,111,175

第2表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
本庁舎空調設備借上料	令和3年9月末まで	17,622千円
広報誌等配送業務	令和3年3月末まで	2,258千円
市営斎場火葬業務等	令和3年3月末まで	10,466千円

市営斎場受付業務	令和3年3月末まで	1日当たり12,100円に業務に要した日数を乗じて得た額
教育用パソコン等借上料	令和7年8月末まで	202,421千円
教育用パソコン等借上料 （小学校）	令和7年8月末まで	234,546千円
教育用パソコン等借上料 （中学校）	令和7年8月末まで	97,101千円
教育用パソコン等借上料 （幼稚園）	令和7年8月末まで	9,455千円
統合型校務支援システム借上料	令和7年3月末まで	21,273千円
統合型校務支援システム借上料 （小学校）	令和7年3月末まで	8,921千円
統合型校務支援システム借上料 （中学校）	令和7年3月末まで	3,345千円
文化会館の自主事業に係る経費	令和2年6月末まで	5,100千円
学校給食材料購入にかかる経費	令和3年3月末まで	8,039千円と消費税等に相当する額
	令和2年7月末まで	6,139千円と消費税等に相当する額

	令和2年4月末まで	8,136千円と消費税等に相当する額
給食配送業務	令和3年3月末まで	1日当たり13,200円に業務に要した日数を乗じて得た額
給食廃棄物処理業務	令和3年3月末まで	2,559千円
東京オリンピック聖火リレー負担金	令和3年3月末まで	2,299千円

第3表 地方債補正

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
広域最終処分場災害復旧事業	千円 1,800	(借入方法) 普通貸借又は 証券発行の方法による。	% 3.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
計	1,800			

令和元年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによ

る。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,703,729千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 県支出金		5,582,123	2,100	5,584,223
	3. 県負担金・補助金	5,582,123	2,100	5,584,223
9. 繰入金		576,905	△2,171	574,734
	1. 一般会計繰入金	576,904	△2,171	574,733
補正されなかった科目に係る額		1,544,772	0	1,544,772
歳入合計		7,703,800	△71	7,703,729

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		136,818	△2,171	134,647
	1. 総務管理費	112,924	△2,171	110,753
2. 保険給付費		5,545,031	2,100	5,547,131
	4. 葬祭諸費	3,300	2,100	5,400
補正されなかった科目に係る額		2,021,951	0	2,021,951
歳出合計		7,703,800	△71	7,703,729

令和元年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算（第2号）

令和元年度大和高田市の国民健康保険天満診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ548千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ131,812千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入) (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		14,600	△548	14,052
	1. 基金繰入金	14,350	△848	13,502
	3. 一般会計繰入金	0	300	300
補正されなかった科目に係る額		117,760	0	117,760
歳入合計		132,360	△548	131,812

(歳出) (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		66,776	△548	66,228
	1. 施設管理費	66,537	△548	65,989
補正されなかった科目に係る額		65,584	0	65,584
歳出合計		132,360	△548	131,812

第2表 債務負担行為補正

事項	期間	限度額
受付・料金計算業務委託料	令和5年3月末まで	23,709千円

令和元年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

令和元年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,659千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,829,029千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		1,513,277	1,537	1,514,814
	2. 国庫補助金	446,366	1,537	447,903
7. 繰入金		1,105,547	122	1,105,669
	1. 一般会計繰入金	1,011,182	122	1,011,304
補正されなかった科目に係る額		4,208,546	0	4,208,546
歳入合計		6,827,370	1,659	6,829,029

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		326,515	△1,097	325,418
	1. 総務管理費	274,563	△2,285	272,278
	3. 介護認定審査会費	47,868	1,188	49,056
3. 地域支援事業費		348,861	2,756	351,617
	2. 包括的支援事業・任意事業費	145,194	2,756	147,950
補正されなかった科目に係る額		6,151,994	0	6,151,994
歳出合計		6,827,370	1,659	6,829,029

第2表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
第8期介護保険事業計画策定委託料	令和3年3月末まで	4,000千円

令和元年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ283千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ858,315千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入） （単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 繰入金		257,212	283	257,495
	1. 一般会計繰入金	257,212	283	257,495
補正されなかった科目に係る額		600,820	0	600,820
歳 入 合 計		858,032	283	858,315

（歳出） （単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費		33,995	283	34,278
	1. 総務管理費	32,548	283	32,831

補正されなかった科目に係る額	824,037	0	824,037
歳 出 合 計	858,032	283	858,315

令和元年度大和高田市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和元年度大和高田市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和元年度大和高田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業費用	1,726,608 千円	△4,670 千円	1,721,938 千円
第1項 営業費用	1,679,805 千円	△4,670 千円	1,675,135 千円

第3条 予算第4条本文括弧中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「310,919千円」を「311,409千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,708千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3,198千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	633,089 千円	490 千円	633,579 千円
第1項 建設改良費	504,079 千円	490 千円	504,569 千円

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	165,396 千円	△4,180 千円	161,216 千円

令和元年度大和高田市下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和元年度大和高田市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和元年度大和高田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 下水道事業費用	1,353,161千円	8,528千円	1,361,689千円
第1項 営業費用	1,128,644千円	8,528千円	1,137,172千円

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	75,341千円	8,528千円	83,869千円

令和元年度大和高田市病院事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和元年度大和高田市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和元年度大和高田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出				
第1款	病 院 事 業 費 用	7,874,252千円	5,972千円	7,880,224千円
第1項	医 業 費 用	7,614,436千円	5,622千円	7,620,058千円
第2項	医 業 外 費 用	231,014千円	350千円	231,364千円

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
1. 職 員 給 与 費	4,616,278千円	7,322千円	4,623,600千円

告示第117号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

令和元年12月17日

大和高田市長 堀内 大造

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

令和2年3月2日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

令和元年9月1日から令和元年9月31日までの間

告示第118号

令和2年1月8日、次の事件を付議するため、大和高田市議会臨時会を本市議事堂に招集する。
令和元年12月26日

大和高田市長 堀内 大造

議第 1号 令和元年度大和高田市一般会計補正予算(第7号)

議第 2号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について

議第 3号 契約の変更について

告示第119号

差押調書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和元年12月27日

大和高田市長 堀内 大造

1 この通知の発送年月日

省略(市役所前掲示場掲示済み)

2 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示場掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第120号

令和元年度市県民税第3期の督促状を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和元年12月27日

大和高田市長 堀内 大造

1 この通知の発送年月日

令和元年度 市県民税第3期 令和元年11月26日

2 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示場掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第121号

令和元年度国民健康保険税第4期の督促状を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の

2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和元年12月27日

大和高田市長 堀内 大造

1 この通知の発送年月日

令和元年度国民健康保険税第4期 令和元年11月25日

2 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示場掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

公 告

公告第94号

大和高田市立病院将来のあり方検討業務委託事業者の選定を公募型プロポーザル方式で行いますので次のとおり公告します。

令和元年12月2日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市立病院の将来に向けたあり方について検討を進めるため、大和高田市及び中和地域の医療需要、他の医療機関との役割分担の調査分析を行い、必要となる医療機能の明確化を行うとともに、整備手法の比較検討、運営面等の将来シミュレーションにかかる調査分析や、あり方検討委員会等の会議の支援を行う事業者を募集します。

1 業務概要

- (1) 業務名 大和高田市立病院将来のあり方検討業務
- (2) 業務内容 大和高田市立病院将来のあり方検討業務委託仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和2年10月31日まで
- (4) 履行場所 大和高田市立病院及び本業務遂行に必要と考えられる場所
- (5) 委託上限金 9,900千円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 受託者選定方法

- (1) 方式 公募型プロポーザル方式
- (2) 選定方法 病院長をはじめ医療関係職員及び大和高田市立病院に勤務する一般事務職員並びに大和高田市役所に勤務する一般事務職員で構成する委託事業者選定委員会による2段階審査において評価項目ごとに得点を行い、総合評価により優先交渉権者を選定する。

3 参加資格

大和高田市立病院将来のあり方検討業務委託事業者公募型プロポーザル実施要領による。

4 本プロポーザルの応募に必要な書類

実施要領等の必要書類は、大和高田市立病院ホームページへ掲載する。本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、同ホームページのトップページ「新着情報」から必要書類をダウンロードし、取得すること。(ホームページアドレス <http://ym-hp.yamatotakada.nara.jp>)

- (1) 掲載期間 公告日から令和2年1月10日(金)まで
- (2) 問合せ先 「6 提出先・問合せ先」参照

- 5 参加申込及び企画提案に関する提出書類の受付
- (1) 受付期間
1. 参加申込書 令和元年12月2日（月）～令和元年12月13日（金）
 2. 企画提案書 令和元年12月18日（水）～令和2年1月10日（金）
- (2) 受付時間 9時～17時
- (3) 提出方法 大和高田市立病院将来のあり方検討業務委託事業者公募型プロポーザル実施要領による。
- 6 提出先・問合せ先
- 〒635-8501 奈良県大和高田市磯野北町1番1号
 大和高田市立病院 事務局総務課
 TEL：0745-53-2901 FAX：0745-53-2908
 メールアドレス：soumu@ym-hp.yamatotakada.nara.jp

公告第95号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和元年12月4日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	ポリ塩化ビフェニル廃棄物調査分別及び申請書類作成業務
2 履行場所	大和高田市立病院
3 履行期間	契約締結日から令和2年2月28日まで
4 履行内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	次に掲げる全ての要件を満たしていること。 (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置、その他国又は県による同様の措置を受けている者でないこと。 (4) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年告示第22号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下同じ。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。 (5) JESCO及び公益財団法人産業廃棄物適正処理推進センターが共催して開催する「廃安定器の適正処理推進に関する研修会」に参加した者で、環境省とJESCOが連名で発行するガイドラインに沿って、廃安定器の仕分け業務を適正に履行できる者であること。 (6) 過去5年間に、廃安定器の仕分け業務の実績があること。
6 競争入札参加資格の申請	本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）及び必要書類を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。

	<p>(1) 申請書は本病院指定様式によるものとします。様式については、大和高田市立病院ホームページに掲載（ダウンロード可能）しています。</p> <p>(2) 必要書類として次に掲げるものを申請書と同時に提出してください。</p> <p>ア) 過去5年間に、廃安定器の仕分け業務を行った実績を証明できる書類又は契約書の写しの提出</p> <p>イ) 暴力団排除に関する誓約書</p> <p>ウ) 印鑑証明書（コピー可）</p> <p>エ) 法人は履歴事項全部証明書（コピー可）、個人は身元証明書（コピー可）</p> <p>上記 ウ)、エ) は、大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿又は大和高田市立病院物品購入等入札参加資格者登録名簿に登録している者については、提出の必要はありません。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 令和元年12月9日（月）から令和元年12月13日（金）まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院 管理課（受付窓口にて管理課に連絡したいと申し出て下さい。）</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 令和元年12月17日（火）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付する。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）等の配布</p>	<p>入札説明書（仕様書）等の配布は、次のとおり行います。 仕様書等の必要書類は、大和高田市立病院ホームページへ掲載する。 本入札への参加を希望する事業者は、同ホームページ「新着情報・トピックス」欄から必要書類をダウンロードし、取得すること。（ホームページアドレス http://ym-hp.yamatotakada.nara.jp）</p> <p>(1) 掲載期間 令和元年12月4日（水）から令和元年12月13日（金）まで</p> <p>(2) 問い合わせ先 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院 管理課 TEL0745-53-2901 FAX0745-23-9282</p>
<p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑は、大和高田市立病院ホームページに掲載の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 令和元年12月18日（水） 午後5時まで</p> <p>(2) 大和高田市立病院 管理課</p>

	<p>F A X 0745-23-9282</p> <p>(3) 回答方法及び期日 回答は、令和元年12月20日（金）午後5時までとし、F A Xにより、本件入札参加資格を認めた者すべてに行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和元年12月23日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留大和高田市立病院 管理課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望価格を消費税等抜きの金額で記載すること。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日 時 令和元年12月24日（火）午前11時</p> <p>(2) 場 所 大和高田市立病院（放射線治療棟）3階会議室</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者の決定方法 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲で、最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限価格	<p>設定しません。</p>
18 契約方法	<p>入札書へ記載された価格により、契約を行います。</p>
19 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠します。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第96号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和元年12月4日

大和高田市長 堀内 大造

<p>1 件 名</p>	<p>令和元年度大和高田市公共施設(高压)電力需給</p> <p>以下9案件</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 大和高田市役所 ② 大和高田市立小学校(8校)、大和高田市立中学校(3校) ③ 大和高田市立高田商業高等学校 ④ 大和高田市立総合体育館(大和高田市立武道館を含む。)、奈良県大和高田第二健民運動場 ⑤ 大和高田市保健センター ⑥ 大和高田市中央公民館 ⑦ 大和高田市文化会館 ⑧ 大和高田市営斎場 ⑨ 大和高田市市民交流センター
<p>2 需給期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 令和2年3月1日から令和3年9月30日まで(19か月) ②~⑨ 令和2年3月1日から令和4年2月28日まで(24か月)
<p>3 需給場所</p>	<p>大和高田市役所、大和高田市立小学校(8校)、大和高田市立中学校(3校)、大和高田市立高田商業高等学校、大和高田市立総合体育館、奈良県大和高田第二健民運動場、大和高田市保健センター、大和高田市中央公民館、大和高田市文化会館、大和高田市営斎場、大和高田市市民交流センター</p>
<p>4 需給内容</p>	<p>各仕様書のとおり</p>
<p>5 入札参加資格要件</p>	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。 (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」といいます。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。))をしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかったもの又は申立てをされなかったものとみなす。 (4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (5) (1)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (6) 調達物件を所定の場所に納品することができる者であること。事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類(以下「申請書等」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p>

	<p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1） ② 安定供給確約書（様式2） ③ 電力供給実績一覧表（様式3）及びこれを証する書面（契約書等）の写し ④ 暴力団排除に関する誓約書（様式4） ⑤ 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証する書類の写し ⑥ 履歴事項全部証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの） ⑦ 印鑑証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの） ⑧ 委任状（委任する場合に限る。） <p>上記⑥、⑦は、大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿又は大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者については、提出の必要はありません。</p> <p>複数案件に参加する場合、上記①の申請書に入札参加案件の項目にチェックして下さい。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和元年12月5日（木）から令和元年12月17日（火）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 大和高田市大字大中100番地1 大和高田市役所 別棟1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日から3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 令和2年1月8日（水）午後5時15分まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年1月9日（木）午後5時15分まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p>

	<p>(1) 期限 令和2年1月14日（火）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含む見積金額を記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和元年1月15日（水）午前9時30分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第97号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和元年12月4日

大和高田市長 堀内 大造

1	工事名	片塩幼稚園3歳児保育用教室改修工事
2	工事場所	大和高田市 旭北町 地内
3	工事期間	契約締結日から令和2年2月28日（金）まで
4	工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5	入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市格付け等級がC又はD級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6	競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 令和元年12月5日（木）から令和元年12月11日（水）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
7	競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知</p>

	<p>参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 令和元年12月5日(木)から令和元年12月13日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 令和元年12月19日(木)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和元年12月20日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和元年12月24日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和元年12月25日(水)午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表</p>

	開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限比較価格	¥3,190,000-（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第98号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年12月10日

大和高田市長 堀内 大造

公告第99号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和元年12月16日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	令和元年度総合行政ネットワーク（LGWAN）関連機器リース契約に係る納入業者等決定
2 納入場所	大和高田市役所内 大和高田市大字大中100番地1
3 契約期間	納入期限：令和2年2月28日 リース期間：令和2年3月1日から令和7年2月28日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり ※本件は、リースの対象となる物品の納入業者及び納入価格を決定するものです。
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「文具・事務用機器（OA機器、ソフト）」又は「役務提供（電算業務）」に登録している者であること。 (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

	<p>(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(5) (2) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(6) 以下のいずれかの資格を認証取得している者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーマーク【JISQ15001】 ・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）【JISQ27001】
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） ③ プライバシーマーク【JISQ15001】又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）【JISQ27001】の認定取得を証する書類の写し <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和元年12月16日（月）から令和元年12月26日（木）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大字大中100番地1 大和高田市役所 別棟1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 令和2年1月6日（月）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p>

	<p>(1) 受付期限 令和2年1月9日（木）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年1月10日（金）午後5時15分まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年1月15日（水）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年1月16日（水）午前11時から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定等	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>
16 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第100号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和元年12月19日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	東中2丁目他地内側溝維持工事
2 工事場所	大和高田市 東中2丁目・曾大根2丁目・大字市場 地内
3 工事期間	契約締結日から令和2年3月13日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市格付け等級がD級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 令和元年12月20日（金）から令和元年12月26日（木）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p>

	<p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。 ただし、年末年始期間（令和元年12月28日（土）から令和2年1月5日（日）まで）を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）の閲覧等	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和元年12月20日（金）から令和2年1月6日（月）まで。 ただし、土曜日、日曜日及び年末年始期間（令和元年12月28日（土）から令和2年1月5日（日）まで）を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年1月9日（木）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年1月10日（金）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年1月15日（水）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額</p>

	を消費税等抜きの金額で記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和2年1月16日（木）午前9時 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限比較価格	¥3,090,000-（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第101号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和元年12月19日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	池尻地内側溝維持工事
2 工事場所	大和高田市 池尻 地内
3 工事期間	契約締結日から令和2年3月13日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事又はその他（管更生工事）に登録している者であること。 (2) 土木一式工事登録者は、大和高田市格付け等級がD又はE級の者であること。

	<p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項におけるしゅんせつ工事の建設業許可を有する者であること。 (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） ③ 建設業許可証明書等の写し <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 令和元年12月20日（金）から令和元年12月26日（木）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。 ただし、年末年始期間（令和元年12月28日（土）から令和2年1月5日（日）まで）を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）</p>	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望</p>

<p>の閲覧等</p>	<p>者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和元年12月20日（金）から令和2年1月6日（月）まで。 ただし、土曜日、日曜日及び年末年始期間（令和元年12月28日（土）から令和2年1月5日（日）まで）を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>9 入札説明書（仕様書） についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年1月9日（木）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年1月10日（金）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年1月15日（水）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
<p>11 入札書への記載</p>	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
<p>12 入札保証金</p>	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
<p>13 開札の日時等</p>	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年1月16日（木）午前9時15分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
<p>14 入札の無効</p>	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p>

	(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなった者のした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限比較価格	¥2,310,000-（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第102号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和元年12月19日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	松塚地内用排水路改修工事
2 工事場所	大和高田市 松塚 地内
3 工事期間	契約締結日から令和2年3月13日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 大和高田市格付け等級がD又はE級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。

<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 令和元年12月20日（金）から令和元年12月26日（木）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。 ただし、年末年始期間（令和元年12月28日（土）から令和2年1月5日（日）まで）を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の閲覧等</p>	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和元年12月20日（金）から令和2年1月6日（月）まで。 ただし、土曜日、日曜日及び年末年始期間（令和元年12月28日（土）から令和2年1月5日（日）まで）を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限</p>

	<p>令和2年1月9日（木）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年1月10日（金）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年1月15日（水）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年1月16日（木）午前9時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなった者のした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限比較価格	<p>¥1,170,000-（消費税等抜き）</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第103号

大和高田市地域福祉計画等策定業務の委託事業者の候補者選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

令和元年12月20日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務概要

(1) 事業名

大和高田市地域福祉計画・地域福祉活動計画(第1期)策定業務委託

(2) 委託の内容

別紙「大和高田市地域福祉計画・地域福祉活動計画(第1期)策定業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日

2 参加資格

別紙「大和高田市地域福祉計画・地域福祉活動計画(第1期)策定業務プロポーザル実施要領」のとおり

3 審査資料の提出期限

令和2年1月9日（木）17時必着（郵送可）

4 その他

質疑がある場合は期限までにFAXでのみ照会するものとする。（様式は任意）

(1) 期限 令和元年12月27日（金）17時まで

(2) 照会先 大和高田市 社会福祉課

(3) 令和2年1月8日（水）までに質問があった業者へ随時回答する。

5 担当課

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中100番地1

大和高田市役所福祉部社会福祉課

電話：0745-22-1101 FAX：0745-43-8468

公告第104号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和元年12月20日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	大和高田市役所本庁舎空調設備賃貸借
2 業務期間	①設置期間：契約締結日から令和2年2月12日まで ②賃貸借期間：設置完了日より20か月
3 業務場所	大和高田市役所本庁舎
4 業務内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第2

	<p>25号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(4) (1)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類(以下「申請書等」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式) ② 暴力団排除に関する誓約書(指定様式) ③ 履歴事項全部証明書(発行後3ヶ月以内のもの) ④ 印鑑証明書(発行後3ヶ月以内のもの) <p>上記③、④は、大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿又は大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者については、提出の必要はありません。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送(「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。)とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和元年12月23日(月)から令和2年1月7日(火)まで。 ただし、令和元年12月28日(土)から令和2年1月5日(日)までを除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大字大中100番地1 大和高田市役所 別棟1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日から3日以内</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 令和2年1月16日(木)午後5時15分まで</p>

	<p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年1月17日（金）午後5時15分まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年1月20日（月）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年1月21日（火）午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定等	<p>落札者は、各業務の予定価格の制限の範囲内で、合計金額の最低価格をもって入札を行った者とします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>

16 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。
--------	--

公告第105号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和元年12月25日

大和高田市長 堀内 大造

1	工事名	池田雨水貯留施設護岸鋼矢板塗装工事
2	工事場所	大和高田市 池田 地内
3	工事期間	契約締結日から令和2年3月19日（木）まで
4	工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5	入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の塗装・防水工事に登録している者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6	競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5（6）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。 (3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。） (4) 受付期間 令和元年12月26日（木）から令和2年1月8日（水）まで。

	<p>ただし、年末年始期間（令和元年12月28日（土）から令和2年1月5日（日）まで）を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）の配布	<p>入札説明書（仕様書）の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 令和元年12月26日（木）から令和2年1月8日（水）まで。 ただし、年末年始期間（令和元年12月28日（土）から令和2年1月5日（日）まで）を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年1月16日（木）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年1月17日（金）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年1月21日（火）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便</p>

	によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和2年1月22日（水）午前11時 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
1 6 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 7 最低制限比較価格	¥2,390,000－（消費税等抜き）
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしてします。
1 9 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第106号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和元年12月26日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名	高109号線1号橋橋梁補修設計業務委託
2 履行場所	大和高田市 大中東町・内本町 地内
3 履行期間	契約締結日から令和2年3月25日（水）まで （ただし、大和高田市議会の予算繰越承認を得た場合は、令和2年5月29日（金）を完成期限とする履行期間延長を行う。）
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとしてします。

	<p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木関係建設コンサルタント業務（鋼構造及びコンクリート部門）に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成26年4月1日以降において、官公庁発注の橋梁補修設計業務の履行実績を有する者であること。</p> <p>(3) 奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 平成26年4月1日以降における橋梁補修設計業務の契約書の写し</p> <p>③ 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 令和元年12月26日（木）から令和2年1月10日（金）まで。 ただし、年末年始期間（令和元年12月28日（土）から令和2年1月5日（日）まで）を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p>

	<p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 令和元年12月26日(木)から令和2年1月10日(金)まで。ただし、年末年始期間(令和元年12月28日(土)から令和2年1月5日(日)まで)を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 令和2年1月20日(月)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年1月21日(火)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年1月23日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年1月24日(金)午前11時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表し</p>

	ます。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限比較価格	¥3,080,000-（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしてします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

教育委員会

教育委員会告示第18号

大和高田市教育委員会12月定例委員会を次のとおり招集する。

令和元年12月10日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

1 日時

令和元年12月16日（月）午前9時30分

2 場所

市役所4階 委員会室

3 議案

第1号 ICT事業に基づく学力の向上について

第2号 第43回大和高田市民マラソン大会実施要項（案）について

第3号 後援願いについて

第4号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第81号

令和元年12月26日開催の委員会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第1項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任した。

令和元年12月26日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

市役所前の掲示場に掲示済み

選挙管理委員会告示第82号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第3項の規定により、次の者を大和高田市選挙

管理委員会委員長職務代理者に指定した。

令和元年12月26日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

市役所前の掲示場に掲示済み

原稿誤り

令和元年10月10日付け大和高田市公報第369号正誤（原稿誤り）

頁	行	誤	正
23	18	緊急通報システム利用決定通知書	緊急通報システム事業利用決定通知書
23	18	緊急通報システム利用却下通知書	緊急通報システム事業利用却下通知書
23	21	緊急通報システム利用申請書	緊急通報システム事業利用申請書
23	24	1名以上 確保しなければならない	1名以上確保しなければならない
23	29	削り、	削り、「及びこれに準ずる世帯に属する者で、身体上緊急を要する発作の疾患があるなど、日常生活を営む上で常時注意を要するもの」を
24	13	緊急通報システム利用解除通知書	緊急通報システム事業利用解除通知書
25	43	緊急通報システム	緊急通報システム事業
27	8	取り扱い	取扱い
28	10	様式第5号（第5条関係）	様式第5号（第6条関係）